

第4回男女共同参画審議会

日 時：平成16年1月30日（金）

午後3時～

場 所：第1委員会室

次 第

1 開会

2 議事

(1)報告事項

第3回審議会会議録（概要）について

(2)審議事項

ア パブリック・コメントの意見の反映について

イ 行動計画の名称について

ウ 答申（案）について

3 答申

4 その他

5 閉会

資料1 第3回審議会会議録（概要）について

資料2 - 1 パブリック・コメントの実施結果について

資料2 - 2 行動計画案に反映した意見と市の考え方及び修正案

資料2 - 3 行動計画原案

資料3 宇都宮市男女共同参画に関する行動計画（案）について（答申）

参考資料 他都市の計画名称一覧

ア．パブリック・コメントの意見の反映について

(1) パブリック・コメントの実施状況について 資料2 - 1のとおり

ア．意見の募集期間

平成15年11月28日(金)～12月18日(木)

イ．意見の応募者数

応募人数 23人

件数 107件

(2) 行動計画案の修正案について 資料2 - 2のとおり

(3) 行動計画原案について 資料2 - 3のとおり

イ．行動計画の名称について 参考資料参照

行動計画の名称を「宇都宮市男女共同参画行動計画」とする。

また、パブリック・コメントで「男女共同参画という言葉をもっと簡単な短い言葉にしてほしい。」という意見が寄せられたことから、市民に広く親しんでもらうために計画の愛称名を付けることとする。愛称名を「うつのみやパートナープラン」としたのは、「パートナー」に、男女間のパートナー、行政と市民等とのパートナーの2つの意味をこめ、この計画のもと、それぞれが対等なパートナーとして築き上げるバランスの取れた社会を目指すためである。

ウ．答申(案)について 資料3のとおり

男女共同参画推進のための行動計画素案に関する
パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 15 年 1 1 月 28 日 (金) ~ 1 2 月 18 日 (木)
 (2) 意見の応募者数・件数

ア 男女別

	男性	女性	計
応募人数	5	18	23
件数	19	88	107

イ 年代・男女別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明	計
男性	0	0	1	1	0	3	0	0	0	5
女性	0	0	1	3	4	5	1	0	4	18
計	0	0	2	4	4	8	1	0	4	23

ウ 提出方法別

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
応募人数	1	6	3	13	23

エ 項目別

	項目	計	行動計画案 に反映した もの
	第1章 策定にあたって		
1	1. 計画策定の趣旨	2	
2	2. 計画の期間	1	
	第2章 施策の展開		
	基本目標 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重		
	施策の方向1 男女平等意識を啓発する	12	
	施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する	16	
	施策の方向3 男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する	20	1
	施策の方向4 生涯を通じた男女の健康を支援する	2	
	施策の方向5 国際化に対応した男女共同参画を促進する	1	
	基本目標 あらゆる分野における男女の参画機会の確保		
	施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進する	2	
	施策の方向7 政策・方針決定過程への女性の参画を促進する	6	
	施策の方向8 女性の人材を発掘し育成する	2	
	基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備	1	
	施策の方向9 家庭生活とその他の活動の両立を支援する	2	
	施策の方向10 就業の分野における環境の整備を促進する	8	
	施策の方向11 高齢社会における生活環境を整備する	1	
	施策の方向12 ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する	1	
	施策の方向13 市民団体等と連携し活動を支援する	1	
3	第3章 計画の推進体制	4	
4	第4章 目標値と重点施策・事業	5	
5	第5章 各分野での取組	15	10
6	その他	5	1
計		107	12

意見の内訳

(1) 行動計画案に反映したもの	12件
(2) 感想・賛同など市の考えと一致したもの	14件
(3) 市の考えに反対したもの	0件
(4) 推進の強化を要望したもの	79件
(5) 意見として受けたもの	2件
	107件

2 意見の概要と市の考え方

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨について【2件】

ゴシック体：行動計画案に反映したもの

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
これまでに男女共同参画に関する様々な施策・事業があったが、市民全般にはまだまだ浸透していないと感じる。性別による役割分担意識は女性自身でさえ根強いものである。	1	これまで、男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画および同実施プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策・事業を行って参りました。しかし、依然として性別による固定的役割分担意識が存在し、男女間の不平等感など解決しなければならない課題が残されています。 そこで、市では市民や行政などが一体となって取り組むため、平成15年7月に宇都宮市男女共同参画推進条例を施行しました。 今回の計画は、条例に基づく初めての計画です。この計画を広く市民のみなさんに周知し、共に推進して参りたいと考えております。
男女共同参画は国全体で大きく取り組む課題だと思ふ。	1	男女共同参画は、国や県そして、国際社会の動きにあわせて推進すべき課題でありますので、それらと協力・連携・協調しながら進めて参ります。

3 計画の期間について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
計画の期間5年間は妥当である。	1	社会のめまぐるしい変化に対応するため、5年間というフットワークのよい期間を定めました。

第2章 施策の展開

基本目標 「男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重」

施策の方向1 「男女平等意識を啓発する」について【12件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
男女共同参画のリーフレットが自治会で回覧されたが、回覧ではとても読みきれないので、戸別配布を検討してほしい。	1	厳しい財政状況の中で、より多くの市民のみなさんの目に触れ、ご意見がいただけるよう、効果的な配布方法を検討して参ります。
啓発誌「ぱーとなーしっぷ」をより多くの人に読んでもらう必要がある。	1	
啓発誌が一方的な情報の提供や政策の押し付けではなく、意見・情報交換の場であってほしい。	1	
男女ばかりでなく、青少年と年配者の世代間の交流を図る講座が必要である。	1	世代間にも、男女共同参画に対する意識の差があることから、「成人を対象とした講座の開催」(事業番号5)において、必要な施策に努めて参ります。
討論の技術を身に付ける講座が欲しい。	1	今後の参考とさせていただきます。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
中高齢者への男女共同参画への啓発が必要である。特に家庭において、年配者は男女の性別役割分担意識が強い。	2	成人を対象とした講座(事業番号5)や情報誌(事業番号2)などにより、あらゆる機会を捉え、啓発活動を展開します。 また、男女共同参画社会の実現のためには、行政の働きかけだけでなく市民のみなさんなどの主体的な取組が必要なことから、第5章において各分野での取組を示しております。
男女共同参画教育を受けている今の子ども達はこれから性別にとらわれず互いを尊重する意識を持ちうるが、大人、親の固まった価値観に刺激を与えるような教育や機会がもっと身近にたくさんあると良いと思う。	2	
学校で学んだ「男女共同参画」の精神を、家庭の中へ浸透させる取組に力をいれて、その成果を年次報告で明らかにしてほしい。	1	あらゆるライフステージで男女共同参画意識を啓発する施策・事業を展開していきます。 また、毎年、施策・事業の進捗状況について重点施策・事業を中心に公表して参ります。
市職員への意識啓発(事業番号8)と職場における事業者の取組8について、職場でも市でも研修と相談窓口が必要だと思う。また、全員が研修を受けるのみではなく、相談員を育成し、その人が職場内の担当部署で普段の啓発活動を担ってほしい。	1	市も一事業者として、また、市内事業者の模範となるよう、男女共同参画の推進に向けて真剣に取り組んで参ります。 また、事業者に対しても男女共同参画の推進を積極的に働きかけて参ります。
市役所職員に対する啓発をぜひ実行してほしい。	1	市職員への意識啓発(事業番号8)において、積極的に意識啓発に取り組んで参ります。

施策の方向2 「男女共同参画に関する教育・学習を推進する」について【16件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
施策の方向2の目標と「子ども読書活動の推進」(事業番号9)の視点が定まらない。「男女共同参画に関する書物の選定と充実、読書活動の推進」としてほしい。	1	子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるため、自主的な読書活動を行うことができるよう環境の整備を図って参ります。
子育て相談・子育てサークルの活用(事業番号10)について、子育て相談に従事する職員に対する研修の実施とあるが、こういうことがとても大切だと思う。	1	性別にとらわれない子育てのあり方について、さまざまな取組を行って参ります。
家庭の中からはもちろんだが学校教育の中で、子どもへの小さなときからの指導は大きな力になると思う。	1	男女平等意識を育む学校教育の推進(取組むべき施策2)に努めて参ります。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
<p>「人権の尊重，男女の平等，相互協力・理解についての指導の充実」(事業番号13)に、「各学校における人権に関する教育の実施」とあるが，生命尊重に関することを加え，「性教育サポート事業の実施」(事業番号33)と分けずにどちらか一方に組み入れて欲しい。</p>	4	<p>「人権の尊重，男女の平等，相互協力・理解についての指導の充実」(事業番号13)では，広く人権に関する教育を実施しております。一方，「性教育サポート事業の実施」(事業番号33)では，生命尊重を基盤に，性についての科学的な知識を教育することで，性に関する正しい知識を身に付け，望ましい行動が取れる能力を養うことに主眼をおいています。いずれも人権教育として重要な事業であります。本市の10代の人工妊娠中絶実施率が高いことから，性教育は，広く人権に関する教育から特化して特に重点的に取り組むべき施策として位置付けています。</p>
<p>人権の尊重と生命尊重は，年齢に応じた対応の仕方をしてほしい。</p>	1	<p>それぞれ発育段階に応じた教育を行って参ります。</p>
<p>小学校高学年になると，昨今では体の成長も早く，女子では生理も始まる。興味本位の知識(マスコミヤ雑誌)を吸収する前に，専門家である産婦人科医師や保健師により，体の正しい知識や性と生殖，生命の大切さをきちんと教えるべき。</p>	1	<p>現在は中学3年生を対象に，専門家である産婦人科医師の講話による性に関する正しい知識や生命の大切さの教育を行っていますが，(事業番号33「性教育サポート事業の実施」)小学校や中学校の他の学年においても，それぞれ発育段階に応じた性教育を行っております。</p>
<p>「性教育サポート事業の実施」(事業番号33)の講話に，産婦人科医師のみでなく助産師も加えてほしい。</p>	1	<p>各学校における性教育は，担任や保健体育科教諭が中心となって行っておりますが，実情に応じて，養護教諭や「街の先生」として登録されている助産師の方などに協力いただいて行うこともあります。今後とも，より効果的な性教育の充実に努めて参ります。</p>
<p>性教育の資料やパンフレットを家庭に持ち帰らせて，親たちの結婚の経緯や，子どもを妊娠してからの愛情と期待，夫婦の信頼感，子どもの成長の楽しみ，生きがいなどを親子で話し合うことが必要。</p>	1	
<p>性のタブーをなくし，新しい生命の誕生をきちんと話し合い，男女がお互いの人権を尊重した上で，子どもを温かく見守るべきである。</p>	1	
<p>教育現場で，男女共同参画に関して間違った概念が浸透していないか，チェックできるシステムを確立する必要がある。</p>	1	<p>「教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進」(事業番号16)を行い，教える側の正しい男女共同参画意識の醸成に努めて参ります。</p>
<p>教職員に対し，男女共同参画の研修をさまざまな機会できめ細やかにおこなってほしい。</p>	2	
<p>学校教育への男女共同参画意識の啓発は重要である。男女共同参画のことを本当に理解している教員を増やして欲しい。</p>	1	

施策の方向3 「男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する」について【20件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「女性に対する暴力の根絶についての意識啓発」(事業番号21)に、「他人への思いやり(尊重)を含めた暴力根絶の教育を幼稚園, 保育所, 小中学校から実践開始を徹底する」を加えて重点項目として欲しい。	2	暴力の根絶についての意識啓発を行うとともに, 男女共同参画に関する教育・学習を推進する(施策の方向2)において, 子どものときから人権の尊重についての教育をおこないます。
暴力の芽は, 成長期の親の虐待, 子どもを一人の人格者として尊重しないこと, 親や教師を始め, 社会の大人の態度をそのまま模倣したり影響を受けたものだと思う。	1	
小学校高学年から中高生を対象に, DV防止の教育プログラムを作成して実施することを重点事業として欲しい。	1	
DVの相談窓口を充実してほしい。	1	女性のための相談機能の充実(事業番号22)のうち, DV相談マニュアルの作成と女性相談員研修の充実を重点事業と選定し, 重点的に取り組んで参ります。
暴力をふるう加害者の相談及び更正訓練教室等の施策の実現を希望する。	1	暴力の根絶のためには, 加害者対策が必要です。現在, 国においても加害者対策について研究を進めており, 本市においても, ドメスティック・バイオイス加害者対策の構築(事業番号28)により実態や事例研究など加害者対策について研究を行って参ります。
子どもへの虐待防止の支援(事業番号95)と連携し, 暴力をふるう加害者や子どもを愛せない親の相談にも応じるべきである。	1	
市職員のDV防止教育をしてほしい。	1	市職員への意識啓発(事業番号8)において, 啓発に努めます。 また, 関係各課が共通認識を持ち, 迅速な対応を図るため, DV防止庁内連絡調整会議を設けています。(事業番号27)
民間シェルター等と女性相談所等の行政機関との協働で, 被害者の保護, サポートシステムを構築してほしい。	1	女性に対する暴力相談ネットワークの構築(事業番号27)において, 関係機関とのネットワークの構築の検討をして参ります。
売買春にかかわる問題を抱えた女性たちの, 婦人保護事業の明確化を図ってほしい。	1	女性のための相談機能の充実(事業番号22)の中で, 自立支援を含め, 関係する各課や機関との連携を密に図って参ります。
民間シェルターへの支援を行ってほしい。	1	ドメスティック・バイオイスなどの被害者に対する保護と自立支援(事業番号26)において, 柔軟な対応が可能な民間シェルターへの運営費補助と被害女性自助グループ事業補助を行っており, 重点的に取り組んで参ります。
市でDVシェルターを建設することを重点施策・事業として欲しい。	1	

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
各企業において男女共同参画を啓発し、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置を義務付けてほしい。	2	男女雇用機会均等法において、事業主には職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な配慮が義務付けられています。相談窓口の明確化は、雇用管理上配慮すべき事項として位置付けられていますので、今後も、事業主に対し男女雇用機会均等法の遵守を働きかけて参ります。
「セクシュアル・ハラスメント」は、「セクハラ」と表記してほしい。	1	「セクシュアル・ハラスメント」は、国の指針等でも用いられており、略語である「セクハラ」を用いることは適当ではないと判断しました。
「性の商品化の防止」(取組むべき施策3)に子どもの「性」の商品化も加えてほしい。子どもの性は男女に関わりなく保護される必要があり、買春防止という視点も必要である。	1	「性の商品化の防止」の対象は女性に限らないことから、家庭での市民の取組の「女性の「性」を商品として扱うような広告や表示はチェックしてみましょう」の「女性の」を削除しました。
施策の方向3の「男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する」は、私達の目指すべき目的に視点が合っていると思う。しかし、施策では、女性への人権侵害や女性への暴力への対策といった印象が強く、男性が抜け落ちているように思う。	1	性別による権利侵害は女性だけでなく男性にも起こっています。しかし、市民意識調査でも明らかになったように、女性が被害者となる場合が多いことから、具体的な施策・事業としては女性への支援を多く盛り込んでいるところです。
暴力には様々なケース(子ども、高齢者、障害者)が考えられる。DV以外の暴力についてもおろそかにしない姿勢を常に示すべきであり、特に虐待問題を加えるべきではないか。	2	子ども、高齢者、障害者への暴力についても、相談業務のなかで対応しているところですが、これらはドメスティック・バイオレンスと関係が深いと言われております。すべての暴力が排除されるべきではありますが、ここでは性別に起因する暴力を対象に重点的に取り組んで参ります。
被害女性のみならず暴力を受けた者(男女、子ども、高齢者)への適切な事後対策を取るべきである。	1	

施策の方向4 「生涯を通じた男女の健康を支援する」について【2件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
生涯を通じた男女の健康支援に向老期対策を入れてほしい。快適な老年期を目指せるように、寝たきり防止策等を積極的に講習してほしい。	1	成人向け各種健康診査と事後指導の実施(事業番号38)や健康教育の実施(事業番号39)により、健康な老後を迎えるための指導等を行っています。
スポーツ指導者の養成(事業番号47)について、最近ではスポーツセクハラの問題が取り上げられているので、指導員に対して、男女共同参画・セクハラについての研修が必要である。	1	体育指導委員の養成講座(事業番号47)の中で対応して参ります。

施策の方向5 「国際化に対応した男女共同参画を促進する」について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「国際理解の推進」(取組むべき施策2)に国際化に対応した男女共同参画についての情報提供および広報を加えてほしい。	1	諸外国の男女共同参画関連資料の収集と提供(事業番号54)において、積極的な情報の提供を行って参ります。

基本目標 「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」

施策の方向6 「地域社会における男女共同参画を促進する」について【2件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
自治会幹部の再教育を男女共に行う必要がある。	1	「地域団体等への啓発」(事業番号55)を行い、地域における男女共同参画の促進に努めて参ります。
市民大学のピアカウンセリング講習会認定修了者等によるボランティアが、地域社会での悩み事相談として活動できるようにしてほしい。	1	「保健と福祉のボランティア活動の支援」(事業番号57)を行い、ボランティア活動の支援に努めて参ります。

施策の方向7 「政策・方針決定過程への女性の参画を促進する」について【6件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
審議会委員の名簿を公表し、どのような調査、意見、審議がなされたのか広報に掲載すべきである。	1	市の審議会については、行政情報センター及び市ホームページにより原則公開をしております。
審議会委員が名誉職として再任されないように、委員の選定にあたっては、資質や活動、研究、調査等について適材の委員を選出してほしい。	1	審議会等委員の選定にあたっては、資質や専門性などに十分留意しております。今後も適材の委員の選出に努めて参ります。
家族経営協定締結の促進(事業番号63)について、若い夫婦に新しい農業経営の形といった講習を実施してほしい。意識が固まらないうちに農業経営のパートナーシップを築くのは効果的であると思う。	1	現在策定中の「農業・農村男女共同参画推進計画(案)」において、農業・農村の男女共同参画意識の醸成を図るための幅広い啓発活動を推進して参ります。
男女に関わらず、個人として「個性と能力を發揮できる自由な生き方の選択が尊重されることが大切です。」とありその通りと考えるが、同時に自由な選択には責任も当然伴うということを知識だけでなく体験・実践の繰り返して体得する場が必要である。そのためにまず、市の審議会等で、ひとりでも多くの人に委員になってもらう取組を期待する。	1	市の審議会等委員への登用にあたっては、広く市民の意見を取り入れるため、できる限り公募委員の募集を行っております。また、女性人材リストを整備し、女性の登用にも努めております。今後も、ひとりでも多くの方に市政に参画していただくための施策に積極的に取り組んで参ります。
女性人材リスト登録者や審議会委員等に登用される女性が一部の人に偏っているように見える。ひとりでも多くの人に体験・学びの場を提供してほしい。	1	
女性の人材をどのように発掘するのか。有能な女性でも、行政との接点が無い人もいる。	1	

施策の方向8 「女性の人材を発掘し育成する」について【2件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「地域リーダー養成研修体系の構築及び実施」(事業番号73)について、研修後に何らかの形で学んだことを実践できる場を設ける工夫が必要である。それで本当に使えるリーダーが育つと思う。	1	研修後に地域で活躍していただけるような人材を育成し、活躍の場の提供に努めて参ります。
地域推進員の委員としての意思確認と新規募集をして地域推進員の行動の強化を図ってほしい。	1	「宇都宮市地域推進員の活動促進」(事業番号74)により、(仮称)宇都宮市地域推進員制度の設立と活用を強化します。

基本目標 「男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
基本目標の環境整備のための事業は、「知る人ぞ知る」ではなく、全ての対象者に対しアプローチの方法を工夫し、説明とヒヤリングの機会を確保することができると良い。	1	あらゆる機会を捉え、多くの人に周知する工夫をして参ります。

施策の方向9 「家庭生活とその他の活動の両立を支援する」について【2件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
女性の就労援助のため、ファミリーサポートセンターの制度を、継続・強化拡大して欲しい。	1	ファミリーサポートセンター事業(事業番号90)については、重点事業に選定し、引き続き積極的に取り組んで参ります。
高齢化が進む中、子育て・介護支援が充実すれば男女とも安心して仕事ができ、また、精神的にも楽になれると思う。	1	子育て・介護支援に積極的に取り組み、家庭生活とその他の活動の両立を支援して参ります。

施策の方向10 「就業の分野における環境の整備を促進する」について【8件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「職業能力開発の促進」に、後継ぎのいない家業や伝統芸能などの後継者育成支援を加えてほしい。	1	ご意見としてお聞かせいただきました。
労働環境を改善(労働時間の短縮)し、併せて、男性の家事・育児への参加等の啓発もすべきである。	1	労働環境の改善については、「勤労者向けがドブック」の発行・周知(事業番号76)により、事業所への意識啓発を行っています。また、男性の家事・育児への参加等の啓発は、「成人を対象とした講座の開催」(事業番号5)のなかで行って参ります。
事業者の取組例として「男女がともに育児・介護休業が活用しやすい企業体制をつくりましょう」とあるが現実には難しい。当該企業への助成金支給のような具体的な支援が必要である。	1	就業環境の改善意識の啓発(取組むべき施策3)に取り組み、就業の分野における男女共同参画の推進に努めて参ります。
職場における男女共同参画には、オーナーの意識高揚が大である。	1	

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
職場のポジションについて、女性は能力がありながらも昇進はまだ遅く、子育て中の女性は勤務状況等、時には冷遇されている。	1	就業環境の改善意識の啓発（取組むべき施策3）に取り組み、就業の分野における男女共同参画の推進に努めて参ります。
子育て期の女性が働きつづけるためにも男性の育児休業取得の義務化をして欲しい。	1	男性の育児休業取得の義務化については対応が困難ですが、制度の普及については市民、事業者へ積極的に働きかけて参ります。
事業所への男女共同参画の浸透を進めるため、事業主に対し、推進に関する講座や研修に参加することを義務付ける等の積極的な働きかけの取組が必要と考える。	1	条例で事業者の責務を定めていることから、事業者の男女共同参画の主体的・積極的な推進について働きかけをして参ります。
職場ではまだまだ男女格差がある。このため、男女共同参画が進んでいる企業の表彰など、どんどんPRして企業格差を無くしていく運動がほしい。	1	男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等（事業番号107）について、その効果などを研究して参ります。

施策の方向11 「高齢社会における生活環境を整備する」について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
高齢化社会において、生涯にわたり自立して生活できる人たちが多くなるのが大切である。健康で精神的に若い人に必要なアクションを起こし、広めていきたいと考える。	1	多くの方が、生涯にわたり自立して生活できるための環境の整備に努めます。

施策の方向12 「ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する」について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「障害のある人の生活の安定と福祉の充実」に、セクハラ防止と虐待防止の施策事業を加えてほしい。	1	施策の方向3「男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する」において施策・事業を展開します。

施策の方向13 「市民団体と連携し活動を支援する」について【1件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
「男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援」(事業番号124)、「市民活動団体等への男女共同参画の助言・指導」(事業番号125)について、市民団体への活動支援、指導、助言及び市民団体との連携が必要だと思う。	1	男女共同参画社会の実現は行政だけでは達成することができません。男女共同参画を推進する市民団体への活動支援、指導、助言及び連携が大変重要であると考えております。

第3章 計画の推進体制について【4件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
具体的施策・事業の実施時期が不明確。	1	重点事業については、毎年、施策・事業の進捗状況を管理し、次年度の事業展開につなげて参ります。 進捗状況については、毎年、年次報告をいたします。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
審議会の下部組織として分科会を発足する必要がある。	1	計画の進捗状況により、研究すべき課題などが生じたとき、分科会の必要性や手法について検討して参ります。
進行管理・評価の時期が不明確。	1	各重点事業の進行状況については、毎年、公表します。目標値の達成状況については、目標達成年次に公表します。
計画がどの程度達成されたかを調査・公表し、市民から計画見直しの良い案を公募してほしい。	1	計画の進捗状況については、男女共同参画推進委員会（庁内組織）と男女共同参画審議会（庁外組織）で点検・評価し、市民に公表します。点検・評価の結果、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章 目標値と重点施策・事業について【5件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
目標値の設定で、過去5年間の増減を参考にしている項目があるが、今後の5年でもっと大きな（2倍くらいの）数値が良いと思う。	1	男女共同参画意識の項目について過去5年間の増減を参考にしています。本市の、社会全体において男性優遇と感じる人の割合の現状値(71.4%)は、国の行った同様の調査（平成14年実施/75%）より低く、大幅な減少を見込まず、達成可能な目標値として過去5年間の推移を参考に設定いたしました。
10代の妊娠中絶率を目標値にあげているが、中絶にはいろいろな理由があると思うので、ふさわしくないとと思う。	1	宇都宮市の10代の人工妊娠中絶率は全国に比べ高い状況にあります。性に関する態度や行動を自己決定できる能力を高め、望まない妊娠を防ぐ教育に積極的に取り組み、10代の人工妊娠中絶率の減少につなげたいと考えております。
宇都宮市男女共同参画推進条例を制定したからには、審議会等の委員の登用では、男女の均衡をはかり選出すべきである。女性委員の割合を目標40%とし、将来には50%になるよう努めるべきである。	1	審議会等委員の男女比は均衡することが理想ですが、計画期間内では当面、国の目標値である30%を目指します。
子育ては自分の手でと考える人も多く、30代前半の女性の労働力率を上げることが目標とすることは問題である。その人なりの子育てを考えられる表現がほしい。	1	30代前半の女性の就業希望者を含めた潜在的労働力率は74.3%（平成14年/全国）で、子育て期にも就業継続を希望する者が多いが、実際は就職できないという状況を示しています。就業希望者が子育てにより就業の中断を余儀なくされる状況を改善する必要があります。
目標値のうち「保育園の待機児童数」、「生きがい対応型サービスの利用により生きがいづくりができた人の数」、「ひとり親家庭で、就労支援や生活支援策等により福祉の増進が図られた人数」、「市民団体主催事業の参加者」は割合で示したほうがよい。	1	これらは、本市の総合計画・関連する部門別計画・事務事業評価等で設定している目標値であるため、その目標値に準じて設定したものです。

第5章 各分野での取組【15件】

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
各分野での男女共同参画に向けての細かい取組に感銘を受けた。	2	「各分野での取組」は、条例にも規定されており、本市の特徴でもあります。男女共同参画は行政だけでは達成できません。市民等との協働で男女共同参画を推進するために、市は、市民・事業者等の積極的な取組を支援します。
家庭や地域においては古い慣行が根強く、なかなか男女共同参画を受け入れてもらえない状況である。この計画が実施されれば家庭も地域もだいぶ変わっていくのではないかと期待する。	1	
これからは女性が「縁の下の力持ち」ばかりの役割ではなく、女性の意見をとりあげ、女性が役職を得られるような地域づくりができるようになってほしい。	1	
高齢者の支援では、健康や生きがいづくりのほかに経済的自立も記載されていたのに、家庭での市民の取組6では、「女性も男性も、一緒に子育てや介護を担っていきましょう」とあり、互いに経済を担うということに触れていない。真の男女共同参画を目指すなら当然考えられることではないか。	1	男性も女性も互いに自立することが男女共同参画社会の実現にあたって大変重要ですので、家庭での取組に「女性も男性も、自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」という取組例を加えます。
家庭での市民の取組7「高齢になっても自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組んでみませんか」という言いまわしでは単なる福祉施策に見えてしまう。男女共同参画につながるような表現に変えたほうが良い。	1	男女共同参画の視点を盛り込み「高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組みましょう」と付け加えます。 なお、「～してみませんか」という問いかけについては「～しましょう」と、取組にふさわしい表現に変更します。
夫婦はもとより、自治会内、地域で男女共同参画を話題とできるようPRの持続が必要である。	1	広報紙や情報誌による継続的なPR(事業番号1, 2, 3)や、成人を対象とした講座(事業番号5)における自治会等への出前講座も行っています。また、地域団体等への啓発(事業番号55)を積極的に行い、地域における男女共同参画の推進に努めます。
職場での市民の取組1「自営業、農業の家業を手伝う女性の働く環境を改善しましょう」の「手伝う」は不適切ではないか。「従事するまたは手伝う女性」としてはどうか。	1	主体的に関わるという男女共同参画の視点から、「自営業、農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう」と変更します。
職場での事業者の取組1「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、女性の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」について、女性に対する暴力に重きをおくだけでなく、「あらゆる暴力を根絶するための施策」ということを考慮してほしい。	1	尊重されるべきなのは女性の人権に限らないことから「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」と変更します。

意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
職場での事業者の取組7「職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう。」という言葉はわかりやすく、とても素晴らしいと思う。家庭や地域のところでも同じような言葉を入れてほしい。	1	すべての分野において、男女のパートナーシップを築く必要がありますので、地域の取組に、「地域のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう。」という取組例を加えます。家庭については「女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」の取組例を加えました。
教育分野での市民の取組に「家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう」と加えてほしい。	1	家庭における男女共同参画を進めることが重要ですので、教育分野での市民の取組に「家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう」を加えます。
教育分野での教育関係者の取組1「いのちを尊び、男女、高齢者などを思いやることのできる教育を進めましょう」は、「いのちを尊び、ひととしてお互いを思いやる～」のほうが良い。	1	男女、高齢者に限らず全ての人権に配慮した教育が大切ですので、「いのちを尊び、男女、高齢者などすべての人をひととしてお互いに認めあうことのできる教育を進めましょう」と変更します。
教育分野での教育関係者の取組3「教材や遊具などを男女共同参画の視点から見直して点検してみませんか」は、「教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の～」のほうが良い。	1	見直しの対象が、教材・遊具に限定されるものではないことから、広く「教育に関わる環境」とするほうが適当と考え、「教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直してみましよう」と変更します。 なお、「～してみませんか」という問いかけについては「～してみましよう」と、取組にふさわしい表現に変更します。
教育分野での教育関係者の取組に「学びのなかで、子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう」を加えてほしい。	1	子どものときから男女のパートナーシップを築く教育が大切ですので、教育分野での教育関係者の取組に「学びのなかで、子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう」を加えます。
教育分野での教育関係者の取組にセクハラ防止、男女のパートナーシップの構築、相談窓口の開設、性別による固定的役割分担にとらわれない教育の推進、を加えてほしい。	1	教育の場において、男女の人権を尊重し、セクシュアルハラスメントを根絶する教育が必要ですので、教育分野での教育関係者の取組に「教育の場におけるセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した教育を進めましょう。」を加えます。

その他【5件】




意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
男女共同参画についてあまり理解していなかったが、計画素案を見て良く分かった。男女の個性と能力を發揮し、お互い協力していくためにも計画がより早く実行されることを望む。	1	市民等との協働で男女共同参画を推進し、男女共同参画社会の実現に向け、積極的に取り組んで参ります。




意見の内容	件数	意見に対する市の考え方
男女共同参画というのは、互いの個性を認めることでありながら、一歩間違えば、没个性的な統一見解のようになってしまう危険性を持っていると感じる。真の男女共同参画に到達するまでは慎重に誠意を持って取り組まなければならない。	1	ご意見としてお聞かせいただきました。
しっかりした結婚観を学習する機会を設けるべきである。	1	男女が個人として尊重され、結婚等も含め、多様な生き方が選択できる社会を築いて参ります。
ジェンダ-という言葉を使わないことに賛成である。	1	ジェンダ-という言葉は、国においても使用され、本計画素案においても各分野での取組で一部使用していますが、まだ認知度が低いため、敢えて乱用は避け、「性別による固定的な役割分担」などと表現したところです。
「男女共同参画」という言葉をもっと簡単な短い言葉にしてほしい。	1	男女が共に対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に主体的に参画することが重要であることから、「男女共同参画」という言葉を使用しております。 「男女共同参画」の略語は今のところございませんが、この計画を市民の皆さんに広く親しんでいただくために愛称名を「うつのみやパートナープラン」といたしました。「パートナー」には、男女間のパートナー、行政と市民等とのパートナーの2つの意味がこめられています。この計画のもと、それぞれが対等なパートナーとして参画する社会を目指して参ります。

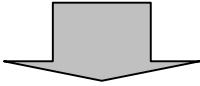


行動計画案に反映した意見と市の考え方および修正案




資料 2 - 2

1. パブリック・コメントの意見を反映し行動計画案を変更するもの

No.	意見の内容と市の考え方	修正前	修正案
1	<p>「性の商品化の防止」(取組むべき施策3)に子どもの「性」の商品化も加えてほしい。子どもの性は男女に関わりなく保護される必要があり、買春防止という視点も必要である。</p>  <p>「性の商品化の防止」の対象は女性に限らないことから、家庭での市民の取組の「女性の「性」を商品として扱うような広告や表示はチェックしてみましょう」の「女性の」を削除しました。</p>	<p>家庭での市民の取組(原案 p65)「女性の「性」を商品として扱うような広告や表示はチェックしてみましょう」</p>	<p>家庭での市民の取組(原案 p65)「_____「性」を商品として扱うような広告や表示はチェックしてみましょう」</p>
2	<p>高齢者の支援では、健康や生きがいづくりのほかに経済的自立も記載されていたのに、家庭での市民の取組6では、「女性も男性も、一緒に子育てや介護を担っていきましょう」とあり、互いに経済を担うということに触れていない。真の男女共同参画を目指すなら当然考えられることではないか。</p>  <p>女性も男性も互いに自立することが男女共同参画社会の実現にあたって大変重要ですので、家庭での取組に「女性も男性も、自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」という取組例を加えます。</p>		<p>家庭での市民の取組(原案 p65)「女性も男性も、自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」</p>
3	<p>家庭での市民の取組「高齢になっても自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組んでみませんか」という言いまわしでは単なる福祉施策に見えてしまう。男女共同参画につながるような表現に変えたほうが良い。</p>  <p>男女共同参画の視点を盛り込み「高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組みましょう」と付け加えます。 なお、「～してみませんか」という問いかけについては「～しましょう」と、取組にふさわしい表現に変更します。</p>	<p>家庭での市民の取組(原案 p65)「高齢になっても自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組んでみませんか」</p>	<p>家庭での市民の取組(原案 p65)「高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組みましょう」</p>

No.	意見の内容と市の考え方	修正前	修正案
4	<p>職場での市民の取組「自営業、農業の家業を手伝う女性の働く環境を改善しましょう」の「手伝う」は不適切ではないか。「従事するまたは手伝う女性」としてはどうか。</p>  <p>主体的に関わるという男女共同参画の視点から、「自営業、農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう」と変更します。</p>	<p>職場での市民の取組（原案 p66） 「自営業、農業の家業を手伝う女性の働く環境を改善しましょう」</p>	<p>職場での市民の取組（原案 p66） 「自営業、農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう」</p>
5	<p>職場での事業者の取組「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、女性の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」について、女性に対する暴力に重きをおくだけでなく、「あらゆる暴力を根絶するための施策」ということを考慮してほしい。</p>  <p>尊重されるべきなのは女性の人権に限らないことから「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」と変更します。</p>	<p>職場での事業者の取組（原案 p66） 「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、女性の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」</p>	<p>職場での事業者の取組（原案 p66） 「職場のセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょう」</p>
6	<p>職場での事業者の取組「職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう。」という言葉はわかりやすく、とても素晴らしいと思う。家庭や地域のところでも同じような言葉を入れてほしい。</p>  <p>すべての分野において、男女のパートナーシップを築く必要がありますので、地域の取組に、「地域のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう。」という取組例を加えます。家庭については、前述の「女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」（1頁、No.2）の取組例を加えました。</p>		<p>家庭での市民の取組（原案 p65） 「女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう」</p> <p>地域での市民の取組（原案 p68） 「地域のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう」</p>

No.	意見の内容と市の考え方	修正前	修正案
7	<p data-bbox="203 156 1368 248">教育分野での市民の取組に「家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう」と加えてほしい。</p>  <p data-bbox="188 397 1413 469">家庭における男女共同参画を進めることが重要ですので、教育分野での市民の取組に「家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう」を加えます。</p>		<p data-bbox="1818 124 2168 312">教育分野での市民の取組(原案 p67) 「家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう」</p>
8	<p data-bbox="203 552 1406 644">教育分野での教育関係者の取組「いのちを尊び、男女、高齢者などを思いやることのできる教育を進めましょう」は、「いのちを尊び、ひととしてお互いを思いやる～」のほうが良い。</p>  <p data-bbox="188 793 1413 865">男女、高齢者に限らず全ての人権に配慮した教育が大切ですので、「いのちを尊び、男女、高齢者など<u>すべての人をひととしてお互いに認めあうことのできる教育を進めましょう</u>」と変更します。</p>	<p data-bbox="1438 520 1800 708">教育分野での教育関係者の取組(原案 p67) 「いのちを尊び、男女、高齢者などを思いやることのできる教育を進めましょう」</p>	<p data-bbox="1818 520 2168 743">教育分野での教育関係者の取組(原案 p67) 「いのちを尊び、男女、高齢者など<u>すべての人をひととしてお互いに認めあうことのできる教育を進めましょう</u>」</p>
9	<p data-bbox="203 948 1406 1040">教育分野での教育関係者の取組「教材や遊具などを男女共同参画の視点から見直して点検してみませんか」は、「教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の～」のほうが良い。</p>  <p data-bbox="188 1187 1413 1295">見直しの対象が、教材・遊具に限定されるものではないことから、広く「教育に関わる環境」とするほうが適当と考え、「教材や遊具など<u>教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直して</u>みましょう」と変更します。 なお、「～してみませんか」という問いかけについては「～してみましょう」と、取組にふさわしい表現に変更します。</p>	<p data-bbox="1438 916 1800 1104">教育分野での教育関係者の取組(原案 p67) 「教材や遊具などを男女共同参画の視点から見直して点検してみませんか」</p>	<p data-bbox="1818 916 2168 1104">教育分野での教育関係者の取組(原案 p67) 「教材や遊具など<u>教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直して</u>みましょう」</p>

No.	意見の内容と市の考え方	修正前	修正案
10	<p data-bbox="203 153 1406 245">教育分野での教育関係者の取組に「学びのなかで、子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう」を加えてほしい。</p>  <p data-bbox="188 400 1422 469">子どものときから男女のパートナーシップを築く教育が大切ですので、教育分野での教育関係者の取組に「学びのなかで、子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう」を加えます。</p>		<p data-bbox="1818 124 2168 309">教育分野での教育関係者の取組（原案 p67） 「学びのなかで、子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう」</p>
11	<p data-bbox="203 564 1406 641">教育分野での教育関係者の取組にセクハラ防止、男女のパートナーシップの構築、相談窓口の開設、性別による固定的役割分担にとらわれない教育の推進、を加えてほしい。</p>  <p data-bbox="188 796 1422 900">教育の場において、男女の人権を尊重し、セクシュアルハラスメントを根絶する教育が必要ですので、教育分野での教育関係者の取組に「教育の場におけるセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した教育を進めましょう。」を加えます。</p>		<p data-bbox="1818 520 2168 743">教育分野での教育関係者の取組（原案 p67） 「教育の場におけるセクシュアルハラスメントを根絶し、男女の人権を尊重した教育を進めましょう。」</p>
12	<p data-bbox="226 944 1417 999">「男女共同参画」という言葉をもっと簡単な短い言葉にしてほしい。</p>  <p data-bbox="188 1150 1422 1374">男女が共に対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に主体的に参画することが重要であることから「男女共同参画」という言葉を使用しております。 「男女共同参画」の略語は今のところございませんが、この計画を市民の皆さんに広く親しんでいただくために愛称名を「うつのみやパートナープラン」といたしました。「パートナー」には、男女間のパートナー、行政と市民等とのパートナーの2つの意味がこめられています。この計画のもと、それぞれが対等なパートナーとして参画する社会を目指して参ります。</p>		<p data-bbox="1818 916 2168 1019">行動計画の愛称名 「うつのみやパートナープラン」</p>

2. 精査をし、行動計画案を変更するもの

No.	変更内容と市の考え方	修正前	修正案
1	施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進するの「市民ボランティア活動の促進」(事業番号59)に、ボランティア活動を財政面で支援する「市民活動助成基金による助成事業(自治振興課)」を加えます。		施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進する 事業番号59「市民ボランティア活動の促進」に、「市民活動助成基金による助成事業(自治振興課)」を加える
2	施策の方向8, 10における施策・事業を担当課(農林振興課)の事業再編により変更します。	施策の方向8 女性リーダーの育成(原案p33) 農村女性起業活動の促進(事業番号68) 「地域において、生産活動に従事している農村女性グループの起業化を促進する。(研修会の開催)」 施策の方向10 職業能力開発の促進(原案p43) 農村女性組織活動促進事業(事業番号103) 「農村女性の地位向上と豊かで住み良い農村社会の実現を図るため、研修会等による育成指導を行う」	施策の方向8 女性リーダーの育成(原案p33) 農村女性起業活動の促進(事業番号68) 「農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する(農業機械等免許取得研修の開催・農産物加工研修の開催)」 農村女性リーダー育成の支援(事業番号69) 農業の担い手である農村女性の地位向上を図るため、農村女性のリーダーを育成する(リーダー研修会等の開催)」 施策の方向10 職業能力開発の促進(原案p43) 農村女性起業活動の促進(事業番号68)
3	施策の方向11「高齢社会における生活環境を整備する」の取組むべき施策3「介護予防の促進」に 転倒・骨折予防と心身の活動性の向上を図る「介護予防教室の促進」を新たに計上し、 寝たきり等を防止し、自立した老後を目指すための健康教育をおこなう「健康教室の実施」を再掲します。		施策の方向11「高齢社会における生活環境を整備する」 取組むべき施策3「介護予防の促進」(原案p48) 施策・事業に 「介護予防教室の促進」を計上 「健康教室の実施」を再掲
4	職場での事業者の取組3「雇用にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれず、均等な募集、採用、配置、昇進に努めましょう」を、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」の趣旨に基づき、「～性別による固定的な役割分担にとらわれず、募集、採用、配置、昇進について均等な機会を与えましょう」とします。	職場での事業者の取組3(原案p66) 「雇用にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれず、均等な募集、採用、配置、昇進に努めましょう」	職場での事業者の取組3(原案p66) 「雇用にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれず、募集、採用、配置、昇進について均等な機会を与えましょう」

No.	変更内容と市の考え方	修正前	修正案
5	<p>各分野での取組の「～してみませんか」という問いかけについては「～しましょう」または「～してみましよう」と、取組にふさわしい表現に変更します。</p>	<p>家庭での市民の取組（原案 p65） 「高齢になっても自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいがいづくりに取組んで<u>みませんか</u>」</p> <p>職場での市民の取組（原案 p66） 「自分の力で仕事を起こして<u>みませんか</u>」 「あなたの中の「働く」ための能力を磨いて<u>みませんか</u>」</p> <p>教育分野での市民の取組（原案 p67） 「子どもたちが自分の性を大切にすよう家庭で話し合っ<u>てみませんか</u>」</p> <p>教育分野での教育関係者の取組（原案 p67） 「教材や遊具などを男女共同参画の視点から見直して点検して<u>みませんか</u>」</p> <p>地域での市民の取組（原案 p68） 「参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめ<u>てみませんか</u>」 「女性も積極的に自治会長やP T A会長になっ<u>てみませんか</u>」</p>	<p>家庭での市民の取組（原案 p65） 「高齢になっても自立して暮らせるよう、<u>社会を支える重要な一員として健康づくりや家事の習得、生きがいがいづくりに取組みましよう</u>」</p> <p>職場での市民の取組（原案 p66） 「自分の力で仕事を起こして<u>みましよう</u>」 「あなたの中の「働く」ための能力を磨いて<u>みませんか？眠っているあなたの能力を活かしてみましよう</u>」</p> <p>教育分野での市民の取組（原案 p67） 「子どもたちが自分の性を大切にすよう家庭で話し合<u>いましよう</u>」</p> <p>教育分野での教育関係者の取組（原案 p67） 「教材や遊具などの<u>教育に関わる環境</u>を男女共同参画の視点から見直して<u>みましよう</u>」</p> <p>地域での市民の取組（原案 p68） 「参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめ<u>ましよう</u>」 「女性も積極的に自治会長やP T A会長になっ<u>てみませんか？積極的に意見を述べましよう</u>」</p>

宇都宮市男女共同参画行動計画

うつのみやパートナープラン

平成16年2月

宇 都 宮 市

目次

第1章 策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 基本姿勢.....	4
5 計画の構成.....	5
6 計画の基本目標.....	5
第2章 施策の展開.....	9
基本目標 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重.....	11
基本目標 あらゆる分野における男女の参画機会の確保.....	28
基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備.....	35
第3章 目標値と重点施策・事業.....	53
第4章 各分野での取組.....	63
第5章 計画の推進.....	69
参考資料	73
1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き	75
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	82
3 男女共同参画社会基本法.....	91
4 宇都宮市男女共同参画推進条例.....	96
5 宇都宮市男女共同参画審議会.....	101

宇都宮市男女共同参画行動計画
うつのみやパートナープラン

平成16年2月

発行・編集 宇都宮市市民生活部男女共同参画課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

Tel.028-632-2346 Fax.028-632-2347

E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、これまで1982年（昭和57年）策定の「婦人のための宇都宮市総合計画」以来、3回にわたり行動計画を策定し、男女共同参画に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行は根強く、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらには、女性に対する暴力の問題など、あらゆる分野で男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮していくために、解決しなければならない課題が多く存在しています。

こうした状況の中、本市では、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題として位置付け、2003年（平成15年）7月「宇都宮市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と、市民、事業者及び市等の責務を明らかにすると共に、家庭・職場・教育分野・地域の各活動分野での取組を定め、また、行動計画の策定をはじめとする、市がおこなうべき基本的な施策を規定しました。

この「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」は、条例に基づく初めての行動計画です。この計画は、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現をめざし、前計画である「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」及び「同実施プラン」の実績をもとに本市の抱える課題に的確に対応するとともに、条例の具現化を図り、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定します。

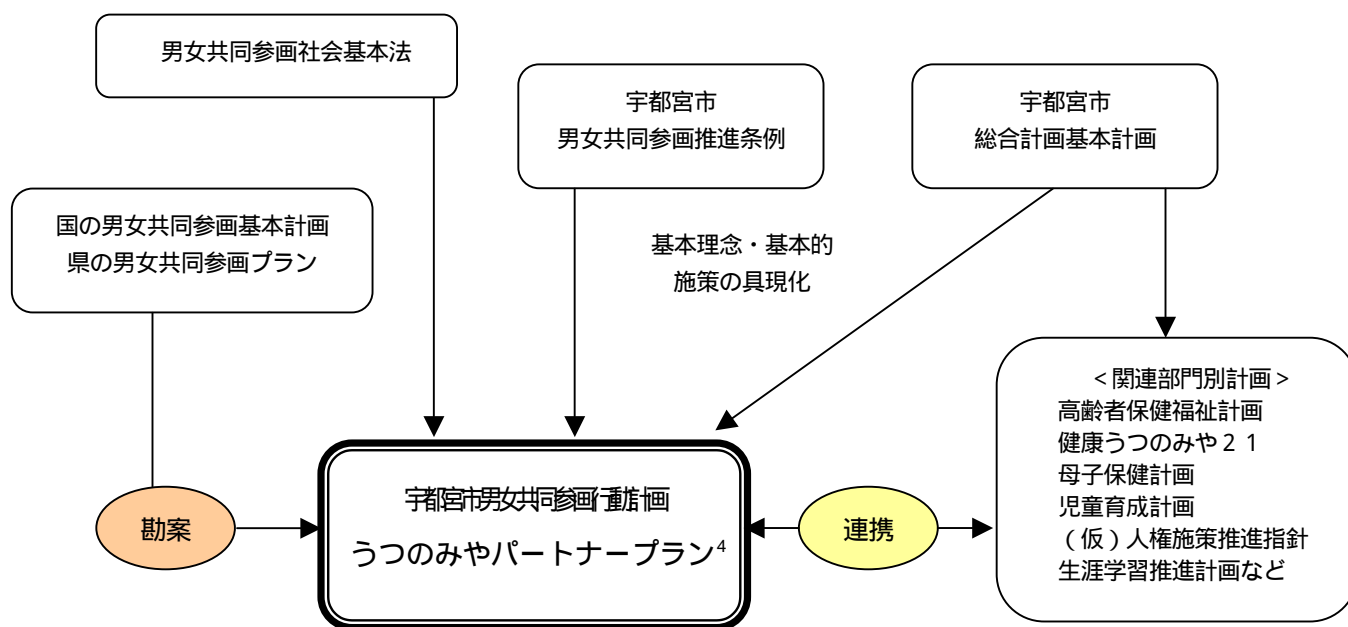
「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条（基本理念）

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条(基本理念)を計画の基本理念とし、条例第8条¹に基づき総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)第9条²ならびに第14条3項³に基づき、男女共同参画基本計画(国の計画)、とちぎ男女共同参画プラン(県の計画)を勘案した計画です。
- (3) この計画は、宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画のひとつであり、関連する市の部門別計画と連携する計画です。



¹ 条例第8条(行動計画) 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

² 基本法第9条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

³ 基本法第14条3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

⁴ 男女間のパートナーシップ、市民等と行政とのパートナーシップの意味を含め、それぞれが対等なパートナーとして参画する社会を目指し、愛称名を「うつのみやパートナープラン」とした。

3 計画の期間

この行動計画は、2003年（平成15年）度から2007年（平成19年）度までの5ヵ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

4 基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

計画の推進にあたっての、市民、事業者、教育関係者、市が果たす役割は以下の通りです。

【市民】

- ・ 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めること
- ・ 女性も男性も、性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭生活や就業、地域活動などにおいて、喜びと責任をともに分かち合うこと
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【事業者】

- ・ 事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進し、男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めること
- ・ 男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めること
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【教育関係者】

- ・ 自ら男女共同参画の推進について理解し、教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が高まるよう努めること
- ・ 男女共同参画の視点をもって、教育や指導を行うよう努めること。

【市】

- ・ 市民や事業者に対し、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、市職員自らが市民や事業者の模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること
- ・ 市民が一人ひとりの能力を發揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めること
- ・ 男女共同参画を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずること
- ・ 国や県などとの十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること

5 計画の構成

本計画は、「基本目標」とそれを達成するために行うべき「施策の方向」と「取組むべき施策」で構成します。

6 計画の基本目標

条例の「基本的施策」を具現化し、かつ本市の課題に対応し、男女共同参画社会の実現をめざすため、次の3つの基本目標を設定します。

男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の醸成を図り、性別による固定的な役割分担の解消、男女の人権侵害の防止に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第9条「意識の啓発」を受けています。

あらゆる分野における男女の参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会を確保するとともに、リーダー養成などの人材育成に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第10条「人材の育成」を受けています。

男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

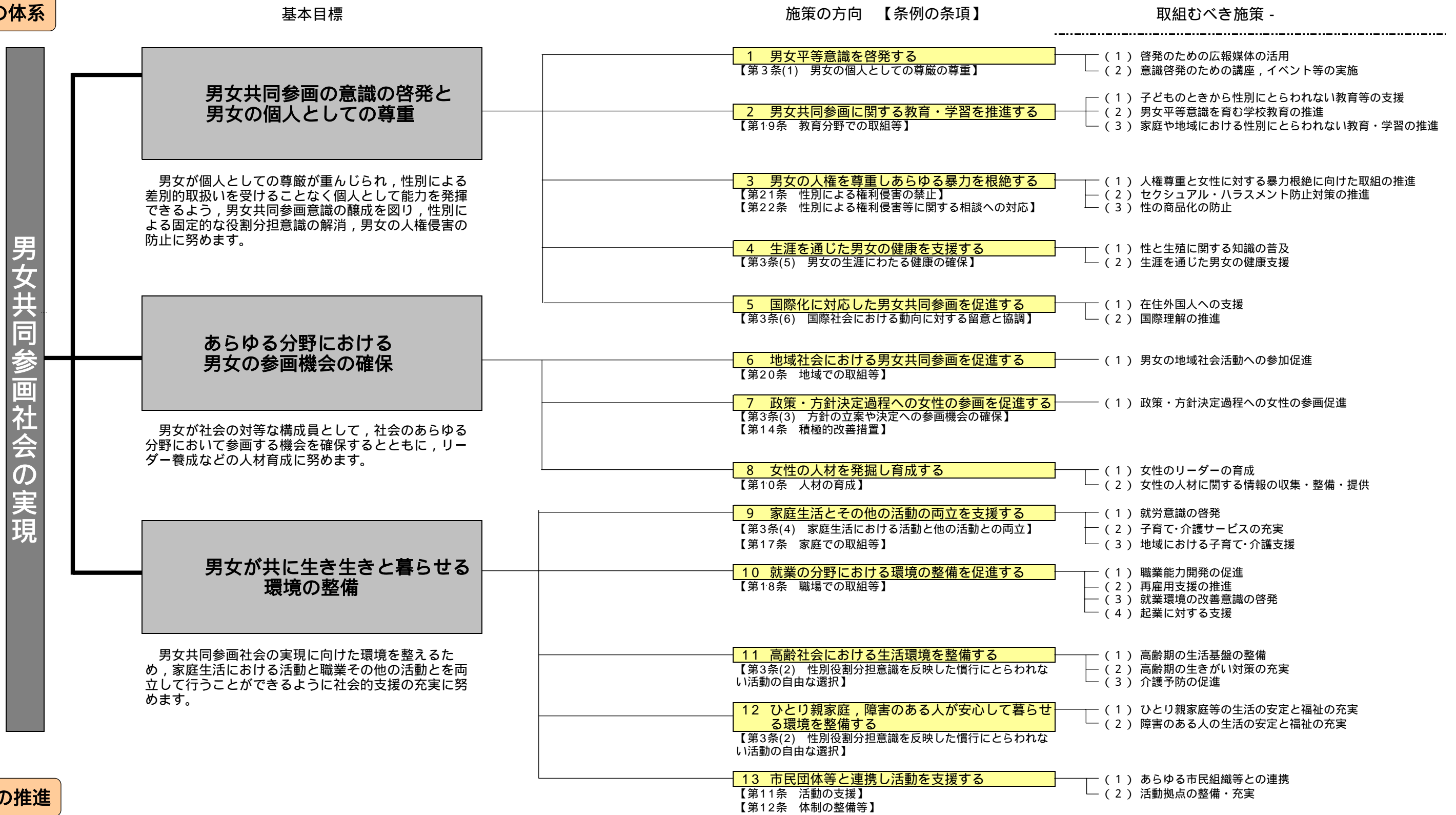
男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、家庭生活における活動と職業その他の活動とを両立して行うことができるように社会的支援の充実に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第11条「活動の支援」を受けています。

基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

施策の体系



計画の推進

男女共同参画を推進するための体制の充実と計画の進行管理を行う

推進体制の充実
計画の進行管理

第2章 施策の展開

<コラム>

第2章のコラム「市民のみなさんは」「事業者のみなさんは」「教育関係者のみんさんは」では、男女共同参画社会をめざした各主体の取組例を示したものです。なお第4章(63ページ)にはそれらの取組と、取組を支援する事業一覧を掲載しています。

<用語の解説>

各ページ下欄に用語の解説を掲載しました。

第2章 施策の展開【基本目標】

基本目標

男女共同参画の意識の啓発と 男女の個人としての尊重

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力を発揮できる自由な生き方の選択が、尊重されることが大切です。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という言葉で代表されるような、性別による固定的な役割分担は未だ残っており、家庭生活や仕事などさまざまな場面で、男女の生き方の選択を狭めてきました。

このような性別による固定的な役割分担の意識やあり方は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、社会における取り決めや慣習の中に形作られてきたものであるため、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持ち、行動できるようにするには、幅広い広報・啓発を継続的に行っていく必要があります。

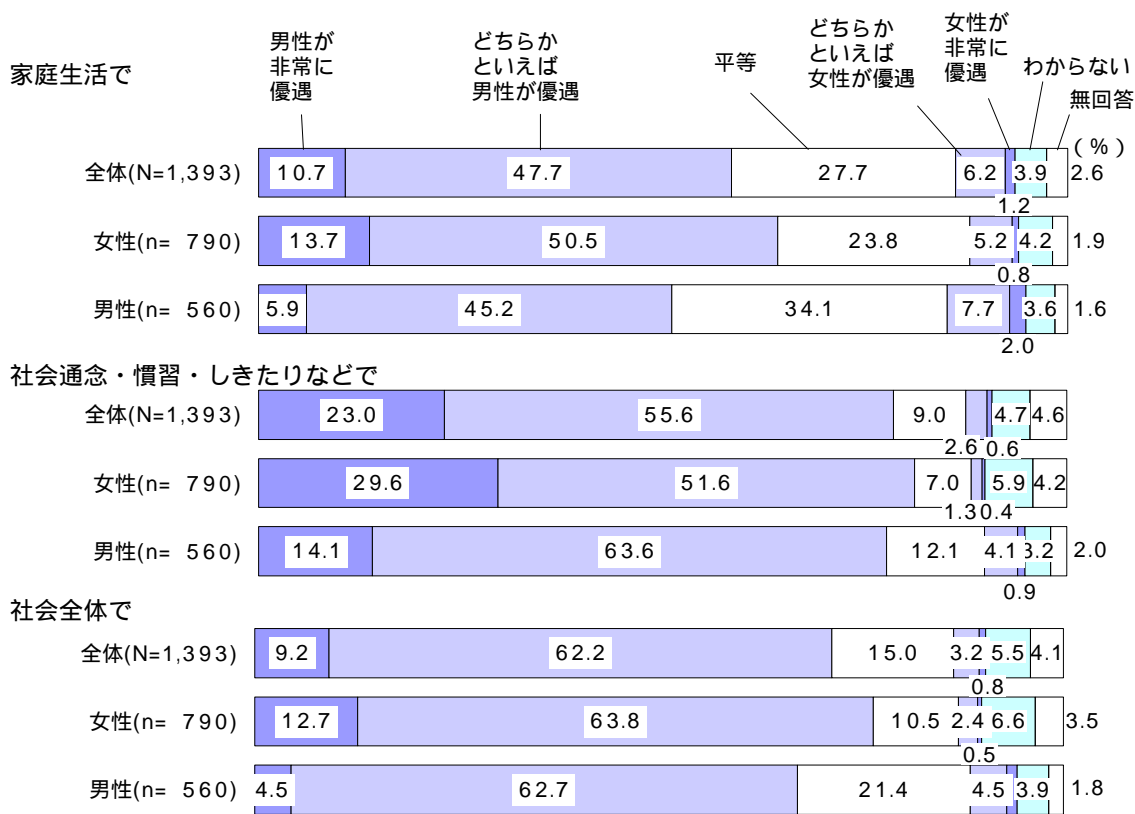
また、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在し、主体的に生きる権利が侵害されている実態があり、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

また、情報化社会にあってメディアからの情報に対して主体的に読み解く能力の向上を図る必要があります。

さらに、男女の身体的特徴によって、能力を発揮する上で制約を受けることのないよう、よく理解・尊重しあうことが重要です。そのため、自らが責任ある行動をとれるよう性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会が必要です。特に、10代の人工妊娠中絶が増加していることから、人権教育を踏まえた性教育の充実が望まれます。また、心もからだも変化しやすい思春期、更年期、向老期など男女共に共通の健康に関する課題として取組を進める必要があります。

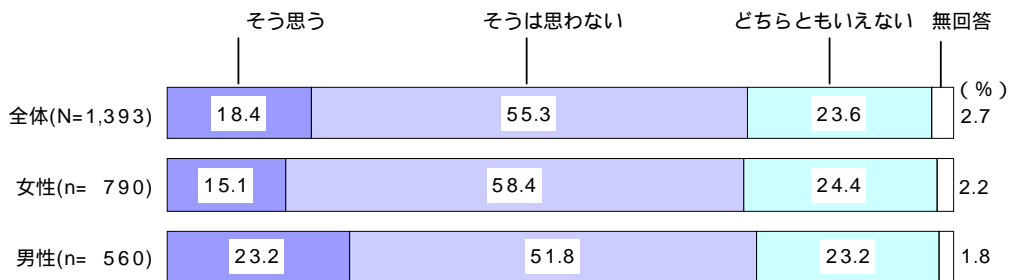
一方、男女共同参画の推進については、国際社会に動向に留意する必要があります。市民の自主的な国際理解のための活動への支援が求められています。

男女の地位の平等感（宇都宮市）



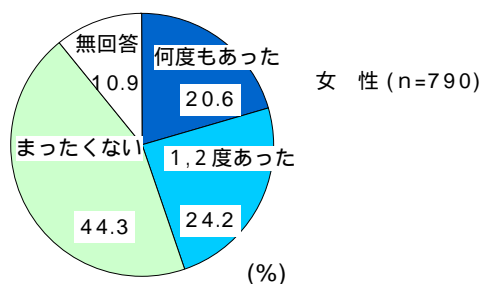
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（宇都宮市）



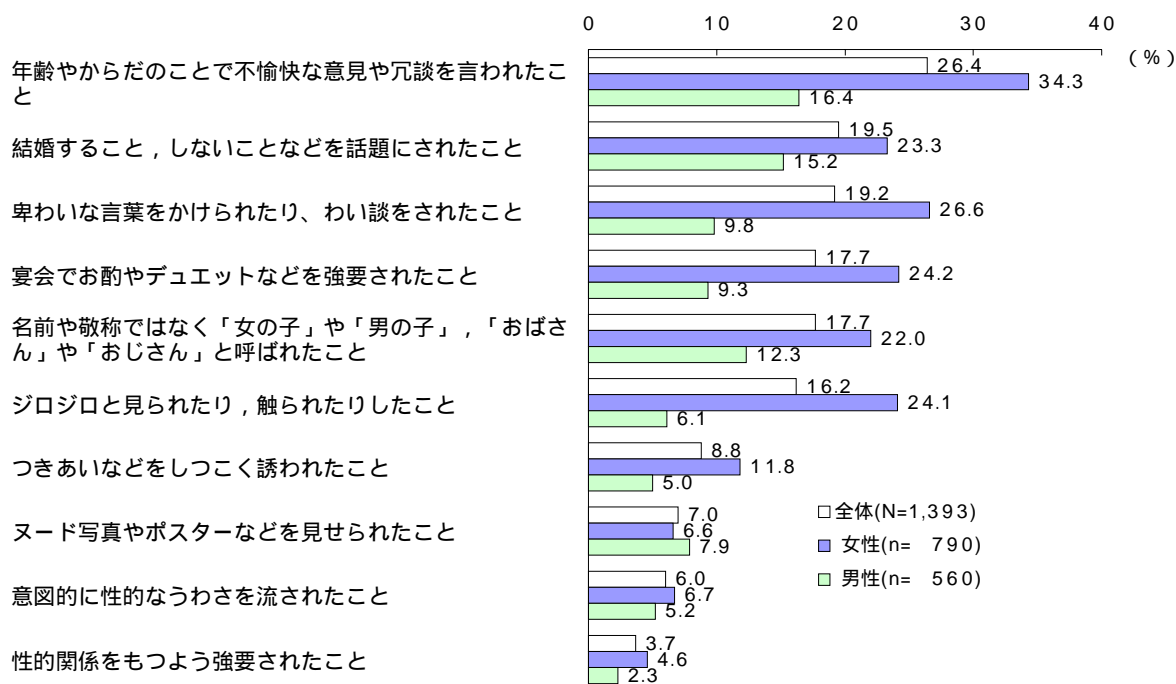
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

夫やパートナーから何らかの暴力を受けた経験（宇都宮市：女性）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

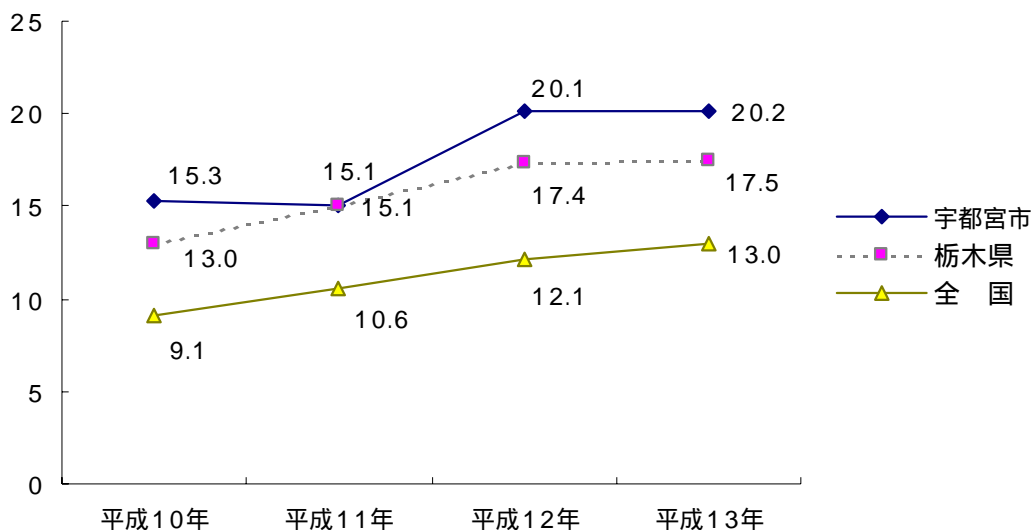
セクシュアル・ハラスメントだと感じた経験（宇都宮市）



（出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査）

20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移（宇都宮市）

15歳以上20歳未満の女子総人口千あたりの実施率



（出所：宇都宮市資料）

施策の方向 1

男女平等意識を啓発する

第3条(1) 男女の個人としての尊厳の尊重

『男は仕事，女は家庭』という性別役割分担意識は，社会通念として深く根づいており，性別により無意識に差別し，不平等にしています。このため男女が性別による差別的扱いを受けることなく，個人として尊重され，一人ひとりの能力や個性を発揮できるよう，男女平等の意識づくりを進めます。

取り組むべき施策 1

啓発のための広報媒体の活用

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
1 重点	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し，活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
2	さまざまなメディアを活用した市民への啓発	男女共同参画に関する意識の浸透を図るため，必要な情報を提供する。 広報紙・情報誌の発行 市ホームページ・テレビ・ラジオ等による市民への啓発	男女共同参画課
3	情報紙・機関紙を有する団体・機関等への働きかけ	情報紙・機関紙を有する団体・機関等に働きかけ，男女共同参画のための意識啓発に協力を求める。 男女共同参画推進関係団体等への情報提供及び啓発記事の掲載依頼	男女共同参画課

取組むべき施策 2

意識啓発のための講座，イベント等の実施

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
4 重点	男女共同参画推進月間の実施	10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、集中的に事業を行う。 講演会等の開催 男女共同参画社会づくり標語・作文コンクールの実施と入賞作品の展示 各課への関連事業の取り組み要請及び実施 団体等への男女共同参画の取組要請及び実施	男女共同参画課
5 重点	成人を対象とした講座の開催	講話，実技，話し合い，見学等により，男女共同参画の意識の高揚を図る。また，男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
6	講師やイベント等の情報の収集・提供	男女共同参画に関する講座，イベント情報を生涯学習情報提供システム等で広く市民に提供する。 生涯学習情報提供システム（マナビス）整備事業	生涯学習課
7	人権啓発活動事業の推進	広報紙により，人権に関する意識高揚を図るための啓発を行う。 人権週間の周知と啓発物の配布	行政経営課
8	市職員への意識啓発	職員自らが男女共同参画の推進意義・内容を理解し，市民に向けて正しい情報発信や行動をとれるよう情報等の発信・研修会の開催を行う。 庁内LANを利用した啓発研修の実施 啓発講座の開催	男女共同参画課 人事課

市民のみなさんは

女だから，男だから，と決めつけていないか考える機会をつくりましょう

女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう

事業者のみなさんは

職場のなかに男女平等に関する相談の窓口としくみをつくり，問題解決を進めましょう

施策の方向 2

男女共同参画に関する教育・学習を推進する

第19条 教育分野での取組等

男女共同参画を進めていくためには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することが大切です。子どもは、保護者の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいため、幼少期から、家庭・学校・地域社会において、子どもを特定の型にはめることなく、個性や興味、関心等を大切にしながら育み、子どもが生涯にわたり主体的に多様な生き方を選択することができる能力を伸ばす教育等を支援します。

また、市民が男女共同参画について関心をもち学習していけるよう、家庭や地域における学習活動を支援します。

取組むべき施策 1

子どものときから性別にとらわれない教育等の支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
9	子ども読書活動の推進	全ての子どもがあらゆる機会と場所で多様な世界に出会える読書活動を自主的に行うことができるよう環境の整備を進める。 子ども読書活動推進計画の策定 宮っ子ふれあいブック事業 子どもの読書活動推進事業の推進	生涯学習課
10	子育て相談・子育てサークルの活用	講演会や相談業務を通して、性別にとらわれない子育てのあり方について取組む。 子育て相談に従事する職員に対する研修の実施 保護者に対する意識啓発 サークルにおける講演会の実施	児童福祉課
11	保育園職員に対する意識の啓発	保育士自身が、男女共同参画を理解し、性別にとらわれない保育を実践するため、意識啓発を行う。 公立、民間保育園職員研修の開催	児童福祉課
12	幼稚園教諭及び保護者に対する意識の啓発	性別による固定的役割分担の解消につながる情報の収集と提供を行うとともに、研修会を開催する。 幼稚園・保育園・小学校合同研修会の開催	学校教育課

教育関係者のみなさんは

いのちを尊び、男女、高齢者などすべての人をひととしてお互いに認めあうことができる教育を進めましょう

取組むべき施策 2

男女平等意識を育む学校教育の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
13	人権の尊重, 男女の平等, 相互協力・理解についての指導の充実	児童生徒の発育段階に応じ, 男女平等の理解及び男女の協力についての指導の充実を図る。 各学年における道徳, 社会科など関連する学習を通じた指導 各学校における人権に関する教育の実施	学校教育課
14	重点 男女共同参画教育参考資料の作成及び活用	子どものときからの男女共同参画に関する意識の醸成を図るため, 小学5年生用に教材, 教師用の指導書を配布し, 活用に努める。	学校教育課 男女共同参画課
15	性別にとらわれない進路指導の充実	生徒が性別にとらわれずに能力を最大限に発揮し, 自己実現が図れるよう, 計画的・継続的な進路指導を充実する。 学級活動を通して自己の適性を的確に捉えさせる 職場体験活動の実施 中学2年生の社会体験事業 適切な進路指導	学校教育課
16	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	教師一人一人が自らの在り方を男女共同参画の視点から見直せるような研修を実施する。 人権教育研修会における講話の開催	学校教育課
17	男女共同参画に敏感な視点に立った学校運営の充実	男女共同参画の視点から教育活動を見直すなど, 学校運営全体を通じた男女共同参画に敏感な視点に立った取組を進める。 男女混合名簿の利用 男女共同参画の視点からの教育活動の見直し 学校便りによる保護者への啓発	学校教育課

市民のみなさんは

子どもたちの学習や進路を「女の子, 男の子」で分けていないか, もういちど考えてみましょう

教育関係者のみなさんは

教える側の男女共同参画意識を培うための研修会や討論会などを積極的に実施し, 参加しましょう

学びのなかで子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう

教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直してみましょう

取組むべき施策 **3**

家庭や地域における性別にとらわれない教育・学習の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
5 再掲 重点	成人を対象とした講座の開催	講話, 実技, 話し合い, 見学等により, 男女共同参画の意識の高揚を図る。また, 男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
18	青少年育成団体の活動支援	青少年団体が性別にとらわれない活動ができるよう, 情報提供や助言を行う。	青少年課
19	「家庭の日」推進事業の実施	家族が協力し合い, 尊重しあって, 絆を深めることを促すため, 「家庭の日」を推進し, 家庭における男女共同参画を進める。 「家庭の日」推進事業の実施	青少年課
20	家庭教育に関わる講座の開催	家庭教育の向上を図るため, 生涯学習センターにおける講座の開催のみならず, 地域や企業等へ講師派遣を支援し, 出前家庭教育などの講座を開催する。	生涯学習課

市民のみなさんは

女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう
 女だから, 男だから, と決めつけていないか考える機会をつくりましょう
 子どもを励ますときや叱るときなど, 女の子らしさ・男の子らしさにとらわれていませんか? 個性や能力を発揮するための子育てを一緒に考えましょう
 家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう

施策の方向 3

男女の人権を尊重し あらゆる暴力を根絶する

第21条 性別による権利侵害の禁止

第22条 性別による権利侵害等に関する相談への対応

夫やパートナーからの女性に対する暴力が人権を侵害する重要な問題として顕在化しています。女性への暴力根絶に向けた環境づくりや被害者救済の支援を図るとともに、権利侵害に関する相談事業を充実させます。また、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）や女性を性的対象、視覚的对象とするような性の商品化の防止について取り組みます。

取組むべき施策 1

人権尊重と女性に対する暴力根絶に向けた取組の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
21	「女性に対する暴力の根絶」についての意識啓発	女性に対する暴力の防止や人権意識の啓発のための研修会等を開催する。 情報誌，パンフレット等の作成と配付 研修会等の実施，広報による啓発	男女共同参画課 行政経営課
22 重点	女性のための相談機能の充実	女性に対する暴力など，複雑多様化する女性の相談に対応し，解決に向け関係機関と連携を強化し，迅速で適切な助言・指導を行う。 女性相談 女性のためのカウンセリング 女性弁護士と面接による法律相談 結婚相談 ドメスティック・バイオレンス相談マニュアルの作成 女性相談員研修の充実	男女共同参画課
23	人権擁護委員による人権相談の充実	人権問題に関する相談に応じ，問題を潜在化させないとともに，関係課との連携を密にし，情報の提供等により，自らの解決に向けた選択を促す。 人権擁護委員の周知 人権相談所の開設と広報 人権擁護委員の日，人権週間の広報 女性人権擁護委員の登用の促進	生活福祉課
24	保健と福祉の相談の充実	女性，子ども，高齢者等の保健と福祉に関わる相談や苦情に対して，一箇所での解決に向けた対応をする。 保健と福祉の総合相談窓口の設置 福祉サービス等に係る苦情解決体制の整備	保健福祉総務課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
25	外国語による相談体制の充実	外国語による情報提供や相談を行う。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人のための総合的な相談窓口の新設	広報広聴課 秘書課 各課
26 重点	ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、柔軟な対応が可能な民間シェルターの運営を支援する。また、被害女性の自立に向けた自助グループ活動を支援する。 民間シェルター運営費補助金 ドメスティック・バイオレンス被害者自助グループ事業補助金	男女共同参画課
27 重点	女性に対する暴力相談ネットワークの構築	女性に対する暴力への迅速な救済と自立支援のため、関係各課が共通認識を持ち、連携を密にする。また、民生委員等住民を含む各関係機関が担う役割を明確にし、連携・協力体制を強化することによって、未然防止と早期対応を図るためのネットワークを検討する。 DV防止庁内連絡調整会議の設置 関係機関とのネットワークの構築の検討	男女共同参画課
28	ドメスティック・バイオレンス加害者対策の構築	加害者に対する再発防止に向けた効果的な対応策について研究する。	男女共同参画課

市民のみなさんは

夫婦やパートナーであっても暴力は犯罪だということを知り、暴力を受けたら相談機関に相談し、解決に向けて方策を考えましょう

ドメスティック・バイオレンス：domestic violence

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力。婚姻しているかいないかにかかわらず、パートナーに対しての身体的・心理的・性的暴力を指す。

民間シェルター：shelter

民間団体が運営する、暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、女性に対する支援をおこなう。

取組むべき施策 2

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
29	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	企業内でセクシュアル・ハラスメントなどの問題が生じた場合に組織内で対応できる体制の整備促進に努める。 労働基準監督署・公共職業安定所・県労政事務所職員による労働相談の実施 社会保険労務士によるアドバイザー相談の実施 勤労者向けガイドブックの発行 講演会の開催 男女雇用機会均等法周知のための企業訪問	工業課
30	市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	意識啓発のための職員研修によるセクシュアル・ハラスメントの未然防止や相談員制度の周知による適切な対応に努める。 セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施 庁内 LAN によるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発周知	人事課

事業者は

職場のセクシュアル・ハラスメントを根絶し，男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょう

教育関係者のみなさんは

男女の人権を尊重し，教育の場でのセクシュアル・ハラスメントを根絶しましょう

セクシュアル・ハラスメント：sexual harassment

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触，性的関係の強要，性的なうわさの流布，多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。教育機関や福祉現場などでの「性的いやがらせ」も社会問題になっている。

取り組むべき施策 3

性の商品化の防止

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
1 再掲	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し、活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
3 1	地域の環境浄化のための啓発及び補導活動の推進	青少年の非行防止や健全育成のために、性の商品化につながるような有害広告の撤去活動等を行う。 愛のひと声運動 市民総ぐるみ環境点検活動 街頭補導活動	青少年課
3 2	メディアリテラシーに関する講座の充実	メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上するための学習の機会を提供する。 メディアリテラシー講座の開催	男女共同参画課

市民のみなさんは

「性」を商品として扱うような広告や表示をチェックしてみましょう

メディア・リテラシー：media literacy

一般にリテラシーは読み書き能力、識字と訳され、メディア・リテラシーは、メディア内容を解読・活用する能力とメディアを使って表現する能力を示し、メディア教育に関連して用いられる。

施策の方向 4

生涯を通じた男女の健康を支援する

第3条(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、思春期や更年期・向老期など、男女共に健康上の問題を抱えていることが指摘されています。このため、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて健康を享受できるように、生涯にわたる健康づくりを支援します。

取組むべき施策 1

性と生殖に関する知識の普及

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
33 重点	性教育サポート事業の実施	生命尊重の精神を基盤に、性に関する正しい知識や妊娠中絶の現状や影響等への認識を深め、望ましい行動が取れるような資質や能力を養う。 中学3年生を対象とした産婦人科医師による講話	学校教育課
34 重点	性と健康に関する健康教育の開催	自分の人生設計、妊娠と人工妊娠中絶、性感染症と予防法、命の大切さ、自尊感情などについて、性と健康に関する教育を行い、正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する態度や行動を自己決定できる能力を高めるよう支援する。 思春期におけるピアカウンセリング手法による教育 若い世代を対象とした講座開催 婚姻届提出時等におけるパンフレット配布 高校生、大学生へのパンフレット配布 産業保健師研修会における課目設定 など	健康課
35	家族計画・妊娠に関する啓発	妊娠・出産・育児期や思春期等に起こる、心身の健康に関する相談に応じ、適切な助言指導により自らが自分の体について判断し、行動がとれるよう支援する。 また、子育て中の母親に対する家族計画の指導も行う。 乳幼児・妊産婦健康診査の実施 子育て相談ホットライン、子育て支援出前サービス、栄養相談、思春期相談 新生児、妊産婦、乳児、幼児、小児慢性特定疾患児、思春期の保護者への指導	健康課
36	ママパパ学級の開催	妊婦とその夫及び乳幼児を持つ親を対象に、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産に関する知識や技術を学び、子育ての体験の機会の提供を行う。	健康課

ピアカウンセリング：peer counseling

同世代の人や、同じ経験を持つ人が、相手の話を聞き情報提供をおこなうことによって、相手が問題を自分で解決する手助けをすること。

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
37	思春期の子を持つ保護者に対する教育の実施	思春期の子を持つ親を対象に、思春期における身体的・心理的特徴の理解を深め、積極的な子どもとの関わりを持てるよう支援する。 学校における思春期講演会 地域における健康教育	健康課

取組むべき施策 2

生涯を通じた男女の健康支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
38	成人向け各種健康診査と事後指導の実施	検診や事後の指導を強化し、健康に関する関心を高め、単に病気でないばかりではなく、身体的、精神的、社会的にも良好な状態であるように自分の体を管理できるようにする。 健康教室の開催 基本健康診査と事後指導の実施	健康課
39	健康教育の実施	「自分の健康は自分で守る」という自己管理能力を高め、生活習慣病等の予防、健康の保持増進が図れるよう各事業を実施する。 また、精神障害に対する偏見・差別を取り除くとともに、疾病の早期発見・早期対応のため、普及啓発を展開する。 ○地区組織等健康教育 生活習慣病予防のための健康教室・こころの健康づくり講座 更年期・高齢期対策	健康課 保健予防課
40	母子手帳を活用した母子の健康管理（外国人向けを含む）	妊娠初期から母子手帳の交付を受け、出産後、子どもが就学するまでの間の母子の健康に関する記録をしていくことで、充実した健康管理をしていく。	健康課
41	医療費の助成及び公費負担制度の充実	病気の早期発見、早期治療を促し、健康増進を図るため、医療費の助成及び公費負担制度の充実を図る。 乳幼児・妊産婦医療費助成制度 その他医療費助成	健康課
42	不妊に悩む人への支援	不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介など、不妊に関する相談に保健師が応じるなど、不妊に悩む人への支援の充実を図る。	健康課

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
43	エイズを含む 性感染症の予 防及び啓発	エイズを含む性感染症の蔓延を防止するため、正しい知識を普及啓発するとともに差別、偏見の解消に向けた啓発活動を推進する。 エイズ予防啓発普及活動 検査の実施 相談事業	保健予防課
44	精神保健福祉 相談の強化と 相談機関ネッ トワークの充 実	心の健康に関する不安や悩みを持つ人に精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じ、必要に応じ適正な医療に結びつける。また、地域での精神保健福祉活動における問題解決を図るため、関係機関との連携を強化する。 精神科医師、精神保健福祉士による相談の実施 ○宇都宮市保健・福祉サービス調整推進会議の開催 ○関係機関による精神事例検討会の開催	健康課 保健予防課
45	健康に関する 電話・面接相 談の実施	保健師による心身の健康に関する不安や悩みの相談を実施し、本人や家族の不安を軽減する。 保健師による電話・面接相談の実施	健康課 保健予防課
46	地域スポーツ 活動の促進	身近なところで自分にあったスポーツを生涯にわたって親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を促進し、スポーツへの参加機会の拡充のため、各種スポーツ教室等を開催する。 巡回スポーツ教室の開催 総合型地域スポーツクラブの育成 体育館、運動場でのスポーツ教室など自主事業の実施	スポーツ振興課
47	スポーツ指導 者の養成	市民のスポーツ活動を促進するため、実技指導等を行う体育指導者を育成し、気軽に参加できるスポーツの普及を図る。 体育指導委員の養成	スポーツ振興課

市民のみなさんは

自分や夫、妻、家族の心とからだの健康を気遣い尊重するようにしましょう
子どもたちが自分の性を大切にしよう家庭で話し合ひましょう

事業者のみなさんは

企業として、社員の健康維持や健康づくりに注意を払ひましょう

施策の方向 5

国際化に対応した 男女共同参画を促進する

第3条(6) 国際社会における動向に対する留意と協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会におけるさまざまな取組と密接な関係があることから、それらと連携・協調して行われることが重要です。また、市内在住の外国人が増え、地域社会等で外国人との交流を推進する必要が出てきました。このため、在住外国人がより市民生活を豊かに、そして地域と積極的に交流できるよう支援します。

取組むべき施策 1

在住外国人への支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
25 再掲 重点	外国語による相談体制の充実	外国語による情報提供や相談を行う。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人のための総合的な相談窓口の新設	広報広聴課 秘書課 各課
48 重点	日本語講座の開催	市民ボランティアを講師とする日本語講座及び外国籍児童・生徒と親に対し、授業内容の理解を図るため日本語教室を開催する。 日本語講座 親子ふれあい日本語講座 外国籍児童生徒日本語指導講師派遣事業	秘書課 学校教育課

取組むべき施策 2

国際理解の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
49	国際理解講座の開催	国際化に関するテーマを取り上げ、子どもときから国際的視野を養う。 子ども国際理解教室の開催	生涯学習課 秘書課
50	姉妹都市等交流の促進	姉妹都市・友好都市への派遣と訪問団の受け入れ等による国際理解と交流を深める。 国際交流事業	秘書課
51	市民、地域団体等への啓発	外国人とパートナーシップを築くため、相互に理解を深め、人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を進めるため、交流の場を設定する。 各自治会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民憲章推進協議会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民の日実行委員会などの活動において、国際交流ができる場の設定	自治振興課 秘書課
52	男女共同参画関連団体等の国際交流活動の支援	男女共同参画関連団体等が行う諸外国との交流活動に、情報提供などの支援を行う。	男女共同参画課
53	指導者育成のための海外研修への派遣	市民を海外に派遣し、国際的な視野を広げ、宇都宮市の男女共同参画の推進にあたる地域リーダーを養成する。 海外研修への派遣	男女共同参画課
54	諸外国の男女共同参画関連資料の収集と提供	男女共同参画の推進は、国際的な動向と密接な関連があることから、国際社会における現状などについて、情報の収集と提供を行う。 男女共同参画推進センターにおける情報提供 情報誌による情報提供	男女共同参画課

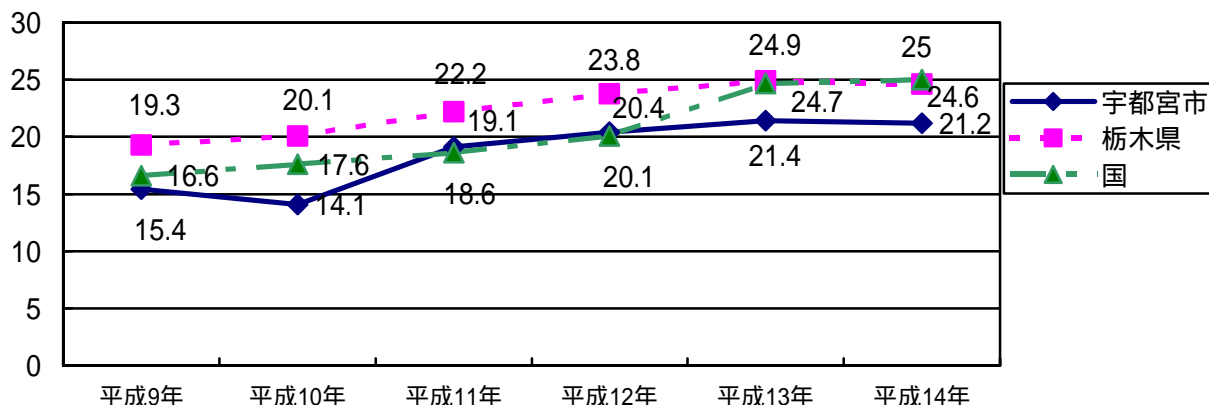
基本目標 あらゆる分野における 男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の実現にあたっては、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。例えば、地域の活動においては女性が活躍し、活動を担っているものの、自治会やPTAなど地域社会組織の会長や役員には男性が多く、意思決定の場への女性の参画はあまり進んでいないのが現状です。このため、性別による役割分担にとらわれず女性も積極的に参画するよう啓発を図るとともに、地域活動を促進する環境整備を進めていく必要があります。

また、審議会や各種委員会における女性の占める割合も依然として低く、女性の意見を政策・方針決定に反映させるためにも、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消などに努める必要があります。地域農村社会においては、農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を十分に反映させるために、女性の参画を進めていくことが必要です。

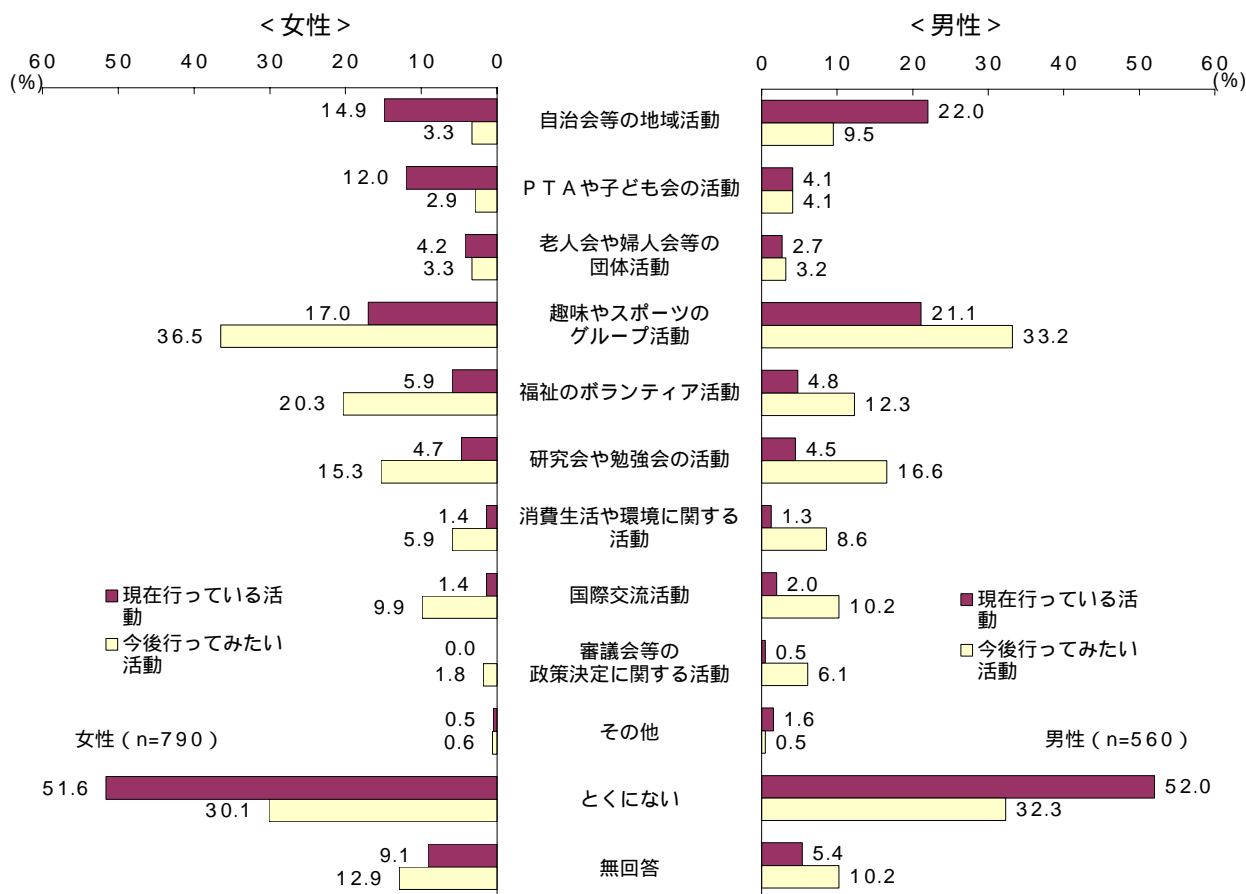
こうしたあらゆる場において女性の参画を進めていくためには、女性自身が力をもった存在になることや、男女共同参画の推進を率先して行う女性の人材を育成していくことが何よりも重要です。このため、人材育成の講座の充実を図りリーダーとなる女性を養成するほか、女性の人材に関する情報を整備していく必要があります。

各種審議会等委員に占める女性の割合



(出所：宇都宮市資料)

社会的活動への参加状況・参加意向（宇都宮市）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

施策の方向 6

地域社会における男女共同参画を促進する

第20条 地域での取組等

市民主体のまちづくりを推進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。このため地域におけるボランティア活動の支援や、地域活動の活性化を図るなど、地域社会における男女の共同参画を進めます。また、自治会などの地域の社会活動組織において女性が積極的に参加できるよう支援します。

取組むべき施策 1

男女の地域社会活動への参加促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
55 重点	地域団体等への啓発	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課
56 重点	市民活動サポートセンターの運営充実	市民主体のまちづくりを推進する一環として、男女を問わず市民活動に積極的に参加を促し、社会に貢献しようとする市民等を支援する窓口を設置し、情報や場所・機材の提供、研修会や講演会の開催などを行う。	自治振興課
57 重点	保健と福祉のボランティア活動の支援	ボランティア活動の推進・支援拠点としてのボランティアセンターを支援し、福祉ボランティア活動の支援を図る。 ボランティアスクール・養成講座等の開催 ボランティア活動の紹介・情報の提供 社会福祉協議会事業へのボランティア参加	高齢障害福祉課 保健予防課
58	ボランティア講座の充実	市民参加による生涯学習推進のため、生涯学習ボランティアを養成する。 生涯学習に関する基礎的な知識や技能の習得 宇都宮市民大学の運営	生涯学習課
59	市民ボランティア活動の促進	市民の参加を促し、知識や技能を高めることにより、性別にかかわらず自主的な活動ができる人材を養成していく。 森林ボランティア活動促進事業 緑化ボランティア養成事業 市民活動助成基金による助成事業	農林振興課 公園緑地課 自治振興課
60	児童・生徒のボランティア学習の促進	ボランティア学習の機会を充実させながら、社会に貢献しながら自己実現を図ろうとする態度の育成を図る。 ボランティア学習の実施	学校教育課

市民のみなさんは

参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめてみましょう

地域のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう

女性も自治会長やPTA会長になってみませんか？積極的に意見を述べてみましょう

施策の方向 7

政策・方針決定過程への 女性の参画を促進する

第3条(3) 方針の立案や決定への参画機会の確保

第14条 積極的改善措置

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくことが極めて重要です。このため、市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女双方が政策や方針に参画できるように配慮します。また、女性農業者等が経営主と対等のパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

取組むべき施策 1

政策・方針決定過程への女性の参画促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
61 重点	各種審議会等委員への女性の登用の促進	女性の意見を市の政策や方針に反映させるため、各種審議会懇談会等への女性委員の登用を積極的に促進する。 審議会・委員会への女性委員比率の目標値を定めた指針の改正 女性のいない審議会等の解消	行政経営課 男女共同参画課
62 重点	農村女性の各種委員会等委員への登用の促進	農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を地域振興やむらづくり等に反映させる。 地域農業振興やむらづくり等への意見の反映と場づくり 方針決定の場への参画促進	農政課
63 重点	家族経営協定締結の促進	女性農業者及び農業後継者が経営主と対等なパートナーとして、経営等に参画できるよう、文書による取り決めを行う「宇都宮農業委員会だより」によるPR 家族経営協定推進会議（各関係機関調整会議）の開催 農家個別訪問による啓発・推進 家族経営協定調印式の実施	農業委員会事務局
64	事業所における方針等決定過程への共同参画の促進	職場における男女平等を啓発し、女性の積極的な能力の開発と企画立案への女性の登用など均等な処遇を推進する。 ガイドブックの配布	工業課
55 再掲	地域団体等への啓発	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
65	市民参加による公園整備	公園づくりの計画段階から女性の参画を促し、アイデアの提案・意見交換を積極的に行い、より市民に親しまれる魅力ある公園の整備を推進する。	公園緑地課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話，実技，話し合い，見学等により，男女共同参画の意識の高揚を図る。また，男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
66	市における人事管理制度の推進	能力主義人事への転換・人材育成型人事の推進を図るために新しく見直した人事管理制度を職員に浸透させ，男女の均等な昇任の機会を確保する。	人事課

市民のみなさんは

自営業，農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう

事業者は

雇用にあたっては，性別による固定的な役割分担にとらわれず，募集，採用，配置，昇進について均等な機会を与えましょう

方針決定の場に，女性を積極的に登用しましょう

職場のなかの性別による固定的な役割分担を見直し，男女格差をなくし，個人の能力の評価に努めましょう

職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう

施策の方向 8

女性の人材を発掘し育成する

第10条 人材の育成

女性が、社会のあらゆる分野における政策及び方針の立案や決定の場に参画できるよう、女性の能力開発や人材の育成に取り組めます。特に、男女共同参画を推進する地域リーダーの養成を図ります。また、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを整備することにより、各種審議会・委員会などへの女性の積極的な登用を図ります。

取り組むべき施策 1

女性のリーダーの育成

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
67 重点	働く女性のための人材育成	働く女性の育成のため、事業所を訪問し、男女が均等に雇用されるよう啓発し、また、技能講習などにより女性の勤労意欲と能力を向上させることに繋げる。 事業所訪問 働く女性のための各種講習会等の開催	工業課
68 重点	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課
69	農村女性リーダー育成の支援	農業の担い手である農村女性の地位向上を図るため、農村女性のリーダーを育成する。 リーダー研修会等の開催	農林振興課
70	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）...創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ...創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資...創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
71	ベンチャー企業等創出・育成支援事業の実施	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・SOHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う。	工業課

SOHO : Small office home office

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいう。

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
72	男女共同参画地域指導者育成派遣研修の充実	男女が連携して参画できる社会づくりを実行できる人材を育成するため、公共機関等が開催する研修等へ学習意欲のある男女を派遣し、リーダーとしての指導力の強化を図る。	男女共同参画課
73 重点	地域リーダー養成研修体系の構築及び実施	男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するために、新しい研修体系を構築し、研修事業を行う。 人材育成プログラムの構築	男女共同参画課
74	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 2

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
75 重点	女性の人材情報の整備	女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを作成し、提供することにより、各種審議会・委員会への女性の積極的な登用を図る。 女性人材リストの整備 生涯学習システム(マナビス)による情報の提供と活用	男女共同参画課 生涯学習課

基本目標

男女が共に生き生きと暮らせる 環境の整備

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立していくことが重要です。また、高齢になっても、あるいは障害があっても、自分らしい、生きがいのある豊かな生活が実現できることが重要です。

女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下し、いわゆる「M字型曲線」を描きます。本市の場合、30代前半の女性の労働力率は全国平均を下回っており、男女がともに職業生活や家庭生活のバランスを見直し、家族的責任を果たすことができるよう、家庭・職業生活の両立支援策を、市・市民・事業者等との連携で進める必要があります。

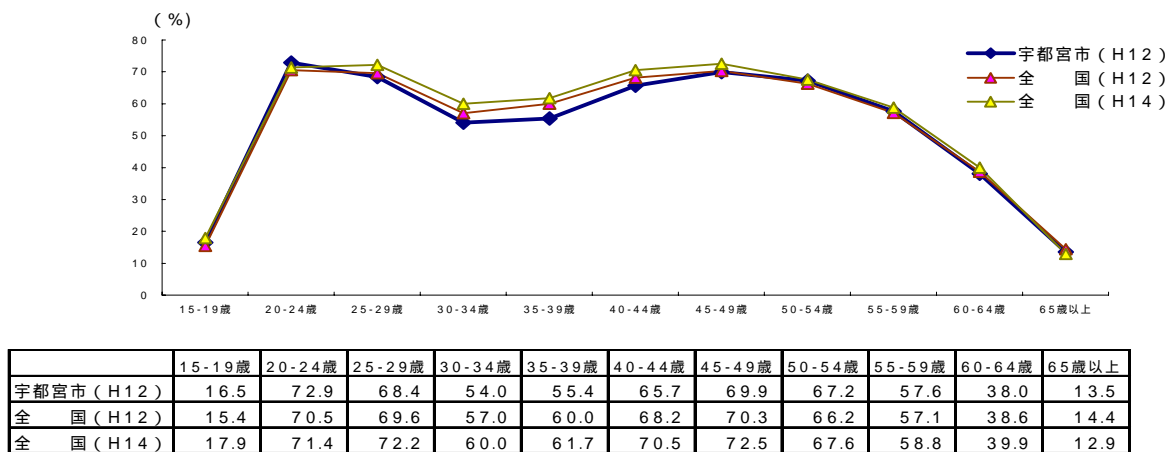
また、子育て・介護支援については、近年地域におけるさまざまな助け合いが進み、福祉に関する市民団体やボランティアの活動が盛んになりつつあります。そうした地域で子育てや介護をおこなう取組を積極的に支援していきます。

高齢社会においては、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、また、介護の負担は、現実には女性の側に偏っているという現状があり、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

一方、豊かな老後のためには、楽しめる趣味や財産、預金が必要であると考えられる人も多く、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉える必要があります。

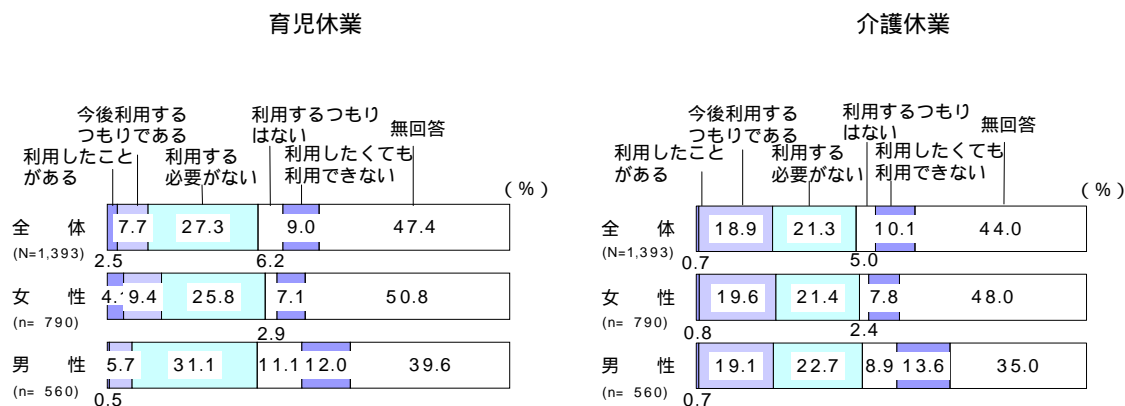
高齢期の男女、ひとり親家庭や障害のある人の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが生き生きと安心して暮らせる環境の整備に努めます。

年代別女性の労働力率の推移



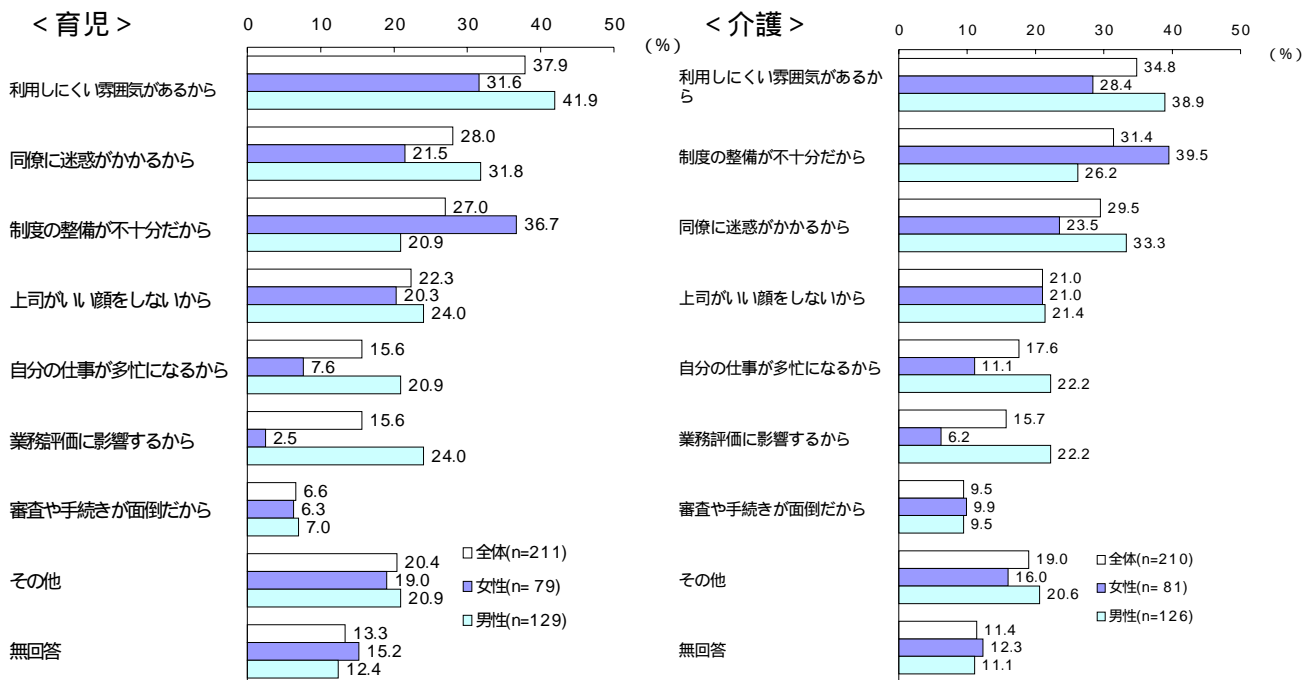
(出所：国勢調査・労働力調査)

育児・介護休業制度の利用経験



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

育児・介護休業制を利用できない理由(利用したくても利用できない人)



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

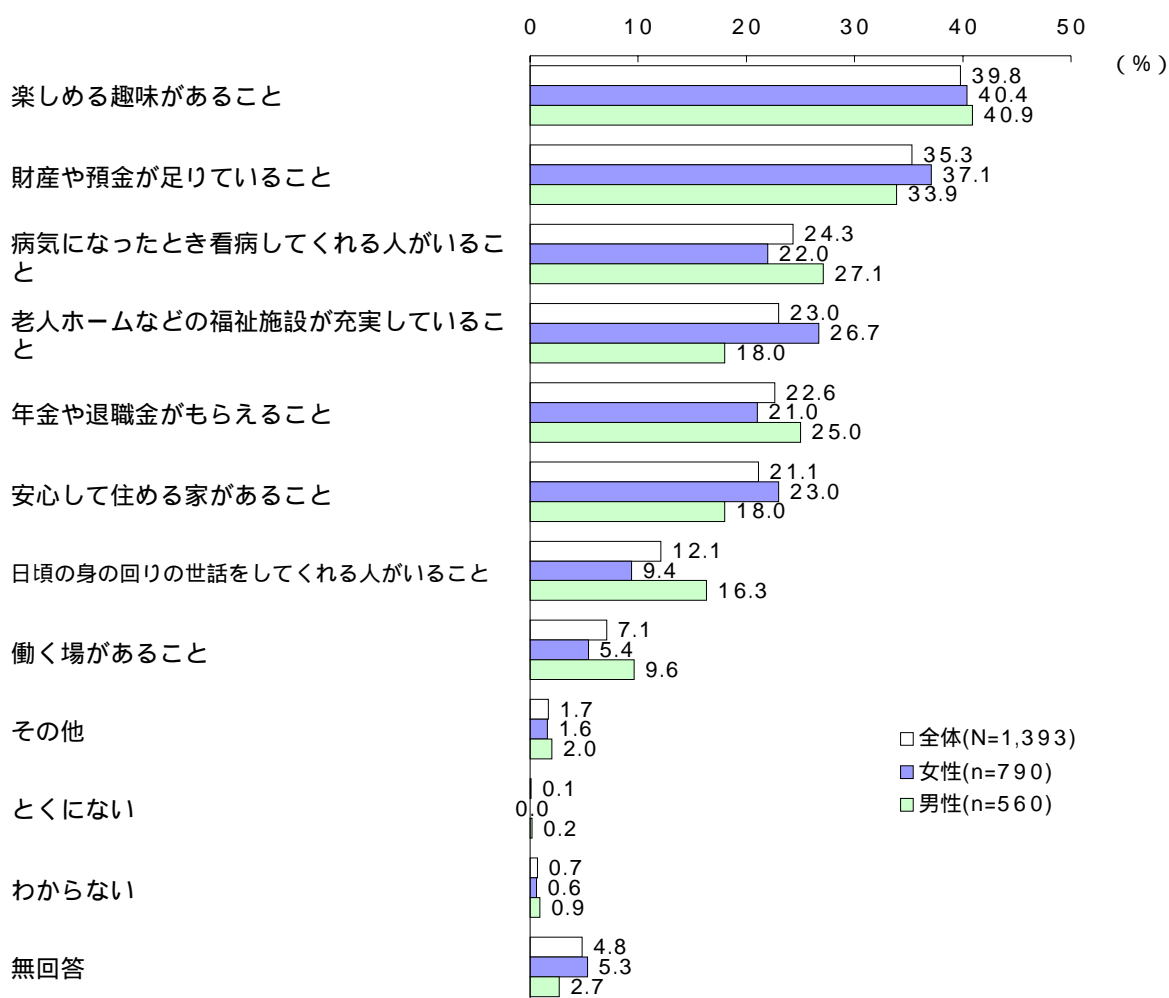
保育所の待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
入所児童数 (公・私立合計)	4,860	4,966	5,179	5,354
待機児童数	68	76	47	34

(出所：宇都宮市資料)

豊かな老後のために必要なこと



(出所：平成 13 年男女共同参画に関する意識調査)

施策の方向 9

家庭生活とその他の活動の両立を支援する

第3条(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

第17条 家庭での取組等

女性の場合は働き続けることを望みながらも、結婚や出産、子育て、介護等によって、仕事を中断せざるをえない状況が多くみられ、女性の年代別労働力率を示す「M字型曲線」の谷は依然として30歳代前半で低いものとなっています。男性も女性も家庭生活と職業等のその他の活動との両立ができるよう、男女共同参画の視点に立脚した、就労意識の啓発や、子育て・介護サービスの充実、家庭や地域における子育て・介護支援の充実を図ります。

取組むべき施策 1

就労意識の啓発

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
76	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付	工業課
77	雇用促進のための啓発	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課

M字型曲線：M-shaped curve

30代前後を谷とし、20～24歳、45～49歳がふたつの山になる曲線をいう。結婚・出産で退職し、育児後再就職するいわゆる「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いと、M字型曲線ができる。

取組むべき施策 2

子育て・介護サービスの充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
78 重点	多様な保育サービスの提供	多様な保育ニーズに対応し、仕事と家庭の両立を支援するため、育児環境を整備する。 特別保育事業・延長保育・一時保育・障害児保育・休日保育・乳児保育・夜間保育 乳幼児健康支援デイサービス 私立幼稚園預かり保育	児童福祉課 教育企画課
79	障害児育成支援事業の充実	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
80	障害者（知的・身体）居宅生活支援事業の充実	在宅の障害者への各種サービスの提供により、障害者の社会参加、機能の維持向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：居宅において行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活を営む必要な援助を行う。 ショートステイサービス：介護者の疾病や介護疲れ、冠婚葬祭などで家庭での介護が困難になった時に、施設等への短期間入所により、障害者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 デイサービス事業：在宅の障害者が創作的活動や機能訓練を通して、生きがいや仲間づくりを図るための作業型と入浴介護、給食、送迎サービスを行う介護型の事業を実施する。 デイケア事業：一般住宅や学校の空き教室を改修したデイケア施設に、在宅の重度障害者が通所して身辺処理能力・社会適応力の向上のための訓練を行う。	高齢障害福祉課
81	難病患者等居宅生活支援事業の推進	在宅の難病患者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス事業：難病患者等の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 日常生活用具給付事業：難病患者等に対し日常生活用具を給付する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。	保健予防課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
82	精神障害者の居宅生活支援事業の充実	在宅の精神障害者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：精神障害者の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 グループホーム事業：精神障害者が少人数で共同生活を営み、家庭的な雰囲気の中で日常生活上の援助を行う。	保健予防課
83	高齢者ホームヘルプサービス事業の充実	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する。	高齢障害福祉課
84	はいかい高齢者等家族支援事業の充実	はいかい高齢者等の探索サービス利用料に対する助成を行うことにより、はいかい高齢者等の早期発見及び安全の確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減する。 はいかい高齢者等の探索サービス利用に対する助成	高齢障害福祉課
85	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課
86	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
87	外出支援事業の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援：障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課

取組むべき施策 3

地域における子育て・介護支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
88 重点	地域における保健福祉サービス提供体制の整備	それぞれの地域の実情を把握し、身近な地域できめ細かな保健福祉サービスを提供するため、各地区に保健師の配置を行い、順次サービスを拡大する。	保健福祉総務課
89	在宅訪問事業の充実	訪問指導が必要な妊産婦，乳幼児，思春期の子とその保護者に対し，訪問による指導・助言を強化し，個別指導の充実に努める。	健康課
90 重点	ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者がお互いに会員になって，地域での子育てを援助する。	男女共同参画課
91	地域子育て支援事業の推進	子育て中の親子の交流の場，子育ての相談・助言の場として地域子育て支援センター（子育てサロン）の整備を行なう。 地域子育て支援事業 にこにこひろばの開催	児童福祉課
92	子どもの家事の実施	地域における子どもの健全育成を支援するための拠点施設の整備を図る。 子育てサークル（乳幼児をもつ親の交流の場）の支援 放課後児童健全育成事業 地域児童の交流事業	児童福祉課
93	留守家庭児童会事業の実施	留守家庭児童に対して，放課後，家庭に代わる場として遊び場，居場所を提供し，児童の健全育成を図る。 留守家庭児童会の開設	児童福祉課
94	子どものホームステイ体験事業の実施	小学4，5，6年生を対象とした同一地域内の他世帯へのホームステイ体験事業を通して，地域ぐるみで子どもを育てる意識を高める。	生涯学習課
95	子どもへの虐待防止対策の充実	児童虐待の未然防止，早期発見及び再発防止を図る。 児童虐待防止等ネットワーク会議の開催 児童虐待緊急受理会議の設置 ケース対策会議の設置	児童福祉課
96	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
97	在宅難病患者地域支援対策推進事業の推進	在宅の難病患者に対し，最新医療情報の提供や療養相談生活上の相談，栄養相談リハビリ相談を実施し，患者やその家族の不安軽減を図る。 相談事業 訪問診療	保健予防課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
98	保育、介護等の関係事業者への支援	市民が安心して保育・介護サービスを利用するため、保育・介護保健事業者等への研修の強化や相談及び情報提供を行い、事業者の質の向上を図る。	児童福祉課 介護保険課
99	社会福祉施設の整備	身近な地域で福祉サービスを利用できるように、社会福祉施設の整備を図る。 児童福祉施設の整備 障害者福祉施設の整備 老人福祉施設の整備	保健福祉総務課 児童福祉課

市民のみなさんは

子育て中のお母さん、お父さんは、地域の子育てサークルで交流してみましよう
女性も男性も、一緒に家事や子育て・介護を担っていきましょう

施策の方向 10

就業の分野における環境の整備を促進する

第18条 職場での取組等

就業の分野における女性の参画を進めるためには、働き続けることができる環境づくりや女性の能力発揮の機会拡大が必要です。このため、職業能力の開発や再雇用の支援を推進するとともに就業環境改善の意識の啓発に努めます。また、起業など多様な形で働くことを希望する女性を支援していきます。

取組むべき施策 1

職業能力開発の促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
100	勤労者育成事業の実施	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
101	リフレッシュ教育の促進	女性に対して、一層の職業能力を高めるために高等教育機関の教育が受けられるよう、各大学等高等教育機関との連携・協力を進め、制度や事業について周知を図る。 大学等における社会人向け講座開催 制度や事業についての市民へ周知	生涯学習課
102	IT（情報通信技術）講習の実施	市民がIT革命の恩恵を等しく享受し、就労機会を拡充するため、IT講習会を実施する。	生涯学習課
103	商店街等IT化支援事業の実施	パソコンを使ったインターネット利用、ホームページ開設、電子商取引のための研修会を実施する。	商業観光課
68 再掲	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課

取組むべき施策 2

再雇用支援の推進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
104	パートバンク支援事業の実施	パートタイム雇用を促進するため、相談員を配置し、パートタイム雇用に関する総合的職業紹介を行う。 「宇都宮パートバンク」に相談員を配置 パート求人情報誌を工業課窓口にて配布	工業課
77 再掲	雇用促進のための啓発	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課
105	再雇用支援事業の実施	再就職を支援するため、自己理解、職業理解対策、応募書類の書き方指導、面接対策、ビジネスマナー対策等のセミナーと合同面接会を開催する。	工業課

取組むべき施策 3

就業環境の改善意識の啓発

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
76 再掲 重点	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付	工業課
106	労働条件実態調査の実施	勤労者の就労の実態や労働環境の実態を把握し、労務施策の参考とする。また、事業主等へ情報提供を行うことで事業主の意識啓発を図る。 労働条件実態調査の実施	工業課
107 重点	男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等	働きつづけられる職場環境づくりを促すため、労働者の家庭的責任に配慮した事業者の表彰について他市の状況や効果について研究する。	男女共同参画課
100 再掲	勤労者育成事業の実施	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
108	労働相談事業の実施	勤労者の生活の安定と健全な労使関係の確立を図る。 労働基準監督署、公共職業安定所、県労政事務所の職員による労働相談の実施 社会保険労務士による労働相談アドバイザー制度の実施	工業課

取組むべき施策 4

起業に対する支援

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
68 再掲	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループの起業化を促進する。 農業機械等免許取得研修の開催 農産物加工研修の開催	農林振興課
70 再掲	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）...創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ...創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資...創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
71 再掲	ベンチャー企業等創出・育成支援事業の実施	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・SOHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う。	工業課

市民のみなさんは

自分の力で仕事を起こしてみましよう

あなたの中の「働く」ための能力を磨いてみませんか？眠っているあなたの能力を活かしてみましよう

事業者のみなさんは

子育て中の社員が、就業と育児を両立できる職場環境づくりを進めましよう

男女がともに育児・介護休業が活用しやすい企業体制をつくりましよう

母子の健康について、企業としての責任をもち出産までの健康管理、保育や相談など支援体制をつくりましよう

施策の方向 11

高齢社会における生活環境を整備する

第3条(2) 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

高齢期になっても、男女が対等なパートナーシップを築き、それぞれが生活者として自立し、生きがいを持ちながら暮らすことが重要です。このため、生活設計や住まいなどのさまざまな分野における相談や支援を充実するとともに、生活技術の実践や介護予防の充実を図りつつ、高齢者が生きがいをもって自立した生活を送るための支援をおこないます。

取組むべき施策 1

高齢期の生活基盤の整備

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
109	シルバーハウジングプロジェクト事業の推進	緊急時に対応・支援でき、高齢者が地域社会で安心して自立した生活を送れるように住宅を整備・供給する。 市営住宅の建替に併せて、高齢者対応仕様の住宅や緊急通報システム、ライフサポートアドバイザー設置の住宅を整備	高齢障害福祉課 住宅課
110	市住宅資金融資制度の利用促進	住宅の新築、購入、改善等を行う市民に対して、低金利で資金の融資を行う。高齢者・心身障害者同居、高齢者対応構造の場合には割増融資を行う。 住宅の新築、購入、改善等を行う市民を対象にした低金利の資金融資	住宅課
111	特定優良賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）の供給促進	高齢者世帯層のための賃貸住宅の居住水準、住環境の向上・改善を図り、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、民間賃貸住宅の土地所有者に対し建築費補助と家賃の減額補助を行う。	住宅課
112	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居を実施する。	住宅課
83 再掲	高齢者ホームヘルプサービス事業の充実	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する。	高齢障害福祉課
85 再掲	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
86 再掲	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
96 再掲	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
113	高齢者の権利擁護の促進	成年後見人制度や社会福祉協議会による権利擁護制度「権利擁護センターあすてらすつつのみや」の周知を図り、その利用を促し、自己決定能力の低下した高齢者等の財産管理や権利侵害などの生活上の不安に対応する。	高齢障害福祉課

取組むべき施策 2

高齢期の生きがい対策の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
114 重点	生きがい対応型デイサービス事業の推進	介護保険対象外の高齢者が、施設への通所により、趣味の活動や創作活動などのサービスを受けることで、住みなれた地域において生きがいをもち自立した生活が継続できるよう支援する。 通所介護施設での給食、入浴、送迎、健康チェック、日常動作訓練等のサービス提供 生きがい専用施設での給食、送迎、趣味活動、創作活動、機能訓練等のサービス提供	高齢障害福祉課
87 再掲 重点	外出支援事業の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援：障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課
115	シルバー人材センターの拡充・強化	高齢者の社会参加の促進、能力活用を目的とするシルバー人材センターの活用を図る。 シルバー人材センターの運営費の一部を補助	高齢障害福祉課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する。 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課

取組むべき施策 **3**

介護予防の促進

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
116	介護予防教室の推進	閉じこもりや要援護となる恐れのある高齢者を対象に、身近な場所を利用し、転倒骨折予防、生活指導及び健康体操などを中心とした介護予防教室を実施し、介護予防を図る。 介護予防教室	高齢障害福祉課
117	訪問指導事業の実施	保健師・栄養士・看護師等が訪問し、保健指導を行うことで、介護を予防する。 寝たきり、寝かせきり予防、閉じこもり予防、痴呆への理解や問題行動への対処に関する助言、医療受診支援 介護者支援 各関係機関、関係者との調整	高齢障害福祉課
85 再掲	高齢者短期宿泊事業の実施	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課
39 再掲	健康教育の実施	「自分の健康は自分で守る」という自己管理能力を高め、生活習慣病等の予防、健康の保持増進が図れるよう各事業を実施する。 また、精神障害に対する偏見・差別を取り除くとともに、疾病の早期発見・早期対応のため、普及啓発を展開する。 ○地区組織等健康教育 生活習慣病予防のための健康教室・こころの健康づくり講座 更年期・高齢期対策	健康課 保健予防課

市民のみなさんは

高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮らせるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいに取り組みましょう

施策の方向 12

ひとり親家庭，障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する

第3条(2) 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女共同参画社会とは、男女がどのような状況においても互いの人格を尊重し、多様な生き方を認め合う社会です。このため離婚の増加等により増えているひとり親家庭や、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活支援や情報提供、交流支援などを行います。また、障害が社会参画の機会や自立の妨げとならないよう、ノーマライゼーションの啓発に努めます。

取組むべき施策 1

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
118	ひとり親家庭等の経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定のため、経済的な支援を行う。 遺児手当 母子家庭等援護費 児童扶養手当 母子福祉資金等貸付 ひとり親家庭医療費助成 児童福祉手当 母子家庭等児童入学祝金 母子父子家庭及び寡婦招待事業	児童福祉課
119 重点	母子父子家庭及び寡婦の就労支援	母子父子家庭及び寡婦に対し、自立支援及び日常生活の援助を行う。 ホームヘルパー養成講習会 特別相談事業 介護人派遣事業 生活講座 IT講習会	児童福祉課
112 再掲	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居を実施する。	住宅課
90 再掲	ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者がお互いに会員になって、地域での子育てを援助する。	男女共同参画課

取組むべき施策 2

障害のある人の生活の安定と福祉の充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
120 重点	障害者の自立支援	障害者の就労の場の創出や拡大に努め、関係機関等と連携しながら、障害者の雇用と就労の促進を図る。 （仮）障害者人材センターの設立 身体・知的障害者授産施設の充実 心身障害者福祉作業所の充実 精神障害者小規模共同作業所の充実	高齢障害福祉課
121	グループホーム事業の推進	知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長する。 グループホームの提供	高齢障害福祉課
79 再掲	障害児育成支援事業の充実	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
122	精神障害者自助グループづくり支援	精神障害者とその家族が自ら自立のための問題解決を行うための自助グループに対し、支援を行う。 会場の提供 研修会の開催	保健予防課
123	身体障害者専用市営住宅の整備	民間借家では、身体障害者が居住できる住宅の供給が少ないため、障害を持つ男女が社会に参画し、安心して生き生きと暮らせるように、身体障害者での低所得者のために身体障害者対応型の市営住宅を提供する。 身体障害者用住宅の供給	住宅課
124	ノーマライゼーションの啓発	障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や自立の妨げとならないよう、障害や障害者に対する偏見を除去する。 盲導犬ふれあい教室の開催 街頭での広報・啓発活動の実施	高齢障害福祉課

施策の方向 13

市民団体等と連携し活動を支援する

第11条 活動の支援

第12条 体制の整備等

男女共同参画の推進にあたっては、市民と事業者、市との協働が何よりも重要です。このため男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動を支援していきます。また、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努めます。

取り組むべき施策 1

あらゆる市民組織との連携

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
125	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	男女共同参画の推進のため、市民を対象に自主的に活動をするグループなどの企画に対して、情報・場の提供や周知のための協力とその成果の活用などの支援を行う。 市民団体への活動支援 市民が企画し、開催する講座への支援	男女共同参画課
126	市民活動団体等への男女共同参画の助言・指導	自治会などの市民団体への情報提供などにより、地域社会における男女共同参画推進に努める。 団体の運営における意思決定過程への女性の参画を推進できるよう助言・指導を行う。 自らが男女共同参画についての啓発活動を積極的に展開できるよう助言・指導を行う。	男女共同参画課
74 再掲 重点	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 **2**

活動拠点の整備・充実

事業番号	施策・事業	具体的内容	担当課
127	情報の収集・提供機能の充実	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努める。 学習・研修機能 相談機能機能 情報収集・提供機能 交流・市民活動支援機能	男女共同参画課
128	地区市民センター・生涯学習センター等施設の整備と活用促進	住民に身近な男女共同参画の拠点としての地区市民センター等の整備と施設の活用促進に努める。 住民参加の話し合いによるセンターの整備 広報紙，パンフレット，地域団体の会報等による広報 講座の開催と広報 生涯学習指導員による学習相談，情報提供	自治振興課 地域サービス課 生涯学習課

市民のみなさんは

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう

事業者のみなさんは

地域を構成するメンバーとして、地域・社会活動を理解し、貢献できる企業をめざしましょう

教育関係者のみなさんは

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう

第3章 目標値と重点施策・事業

目標値と重点施策・事業

計画を着実に推進していくため、課題に対応した「施策の方向」ごとに、可能な限り目標値を設定します。

また、目標達成のため、重点的に取組む施策・事業とその展開についても「施策の方向」ごとに示しています。

なお、目標値と重点施策・事業は、以下のような考えに基づき設定します。

1．目標値

- (1) 本市の特性を勘案し、達成すべき目標値を設定します。
- (2) 国や県において同様の目標値が設定されている場合には、それに準じて設定します。
- (3) 本市の総合計画・関連する部門別計画・事務事業評価等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。
- (4) 施策の方向ごとに目標値がどうしても出せない場合には、目標値を設定せず、「増やす／減らす」で設定します。
- (5) 目標値は、市民・事業者等との連携・協力により達成するものです。

2．重点施策・事業

基本目標を達成するため、課題に対して効果が高く、市民のニーズがあり早期の取組が求められているもの、または男女共同参画の推進に直接的にかかわり先導性のあるものを重点施策・事業とします。

目標値

基本目標 : 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

施策の方向1 男女平等意識を啓発する

社会全体において男性優遇と感じる人の割合	
現状値	目標値 (平成19年度)
71.4%	65.0%

市民意識調査によると、5年間で6.4ポイント減少しているため、平成19年までの5年間でも同様の減少を見込んでいます。

施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

「家事は男女が力を合わせてするのが良い」の回答者の割合(小学5年生)	
現状値	目標値 (平成19年度)
47.3%	60.0%

市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」に同感しない人の割合が5年間で約15ポイント増加したため、同様の増加を見込んでいます。

施策の方向3 男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する

配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	
現状値	目標値 (平成19年度)
44.8%	減らす

根絶を目指します。

施策の方向4 生涯を通じた男女の健康を支援する

20歳未満の人工妊娠中絶実施率	
現状値	目標値 (平成19年度)
20.2%	15.0%

平成22年に国の平均の13%以下にすることを目標とし、平成19年時点での平均の減少値を示します。

施策の方向5 国際化に対応した男女共同参画を促進する

在住外国人で困ったときに相談できる日本人の知り合いがいる人の割合	
現状値	目標値 (平成19年度)
32.1%	増やす

在住外国人との交流を図り、相互の理解を深めます。

基本目標 : あらゆる分野における男女の参画機会の確保

施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進する

ボランティア及び市民活動グループの代表者の女性比率	
現状値	目標値 (平成19年度)
43.9%	50.0%

市民活動サポートセンターに登録している団体の中での割合です。現状値もかなり高い状況ですが、維持をしていきます。

施策の方向7 政策・方針決定過程への女性の参画を促進する

各種審議会等委員に占める女性の割合	
現状値	目標値 (平成19年度)
21.2%	30.0%

国の目標値と同レベルです。

施策の方向8 女性の人材を発掘し育成する

女性人材リスト登録者数	
現状値	目標値 (平成19年度)
105人	160人

地域推進員や地域リーダー養成講座修了生等の登録を目指します。

基本目標 : 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

施策の方向9 家庭生活とその他の活動の両立を支援する

保育所の待機児童数	
現状値	目標値 (平成17年度)
34名	0名

待機児童の解消(国の待機児童ゼロ作戦)に努めます。

施策の方向10 就業の分野における環境の整備を促進する

30代前半の女性の労働力率	
現状値	目標値 (平成19年度)
54.0%	60.0%

平成14年の全国レベルまで上げることを目標にします。

施策の方向11 高齢社会における生活環境を整備する

生きがい対応型デイサービスの利用により 生きがいづくりができた人の数	
現状値	目標値 (平成19年度)
17,994人	48,400人

高齢者保健福祉計画の目標値に準じます。

施策の方向12 ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する

ひとり親家庭等で、就労支援や生活支援策等により 福祉の増進が図られた人の数	
現状値	目標値 (平成19年度)
76人	200人

自立支援のための技能講習会受講者などの増加を目指します。

施策の方向13 市民団体等と連携し活動を支援する

市民団体主催事業の参加者	
現状値	目標値 (平成19年度)
1,819人	2,000人

男女共同参画を推進する市民団体の主催事業参加者の増加を目指します。

重点施策・事業

基本目標 : 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

施策の方向1 男女平等意識を啓発する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
1	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市民向け刊行物を作成する際、性別による固定的役割分担をイメージさせるイラスト等が掲載されないようにする。	広報広聴課 男女共同参画課
4	男女共同参画推進月間の実施	毎年10月を男女共同参画推進月間とし、男女共同参画に関する啓発事業を重点的、集中的に実施する。	男女共同参画課 関係各課
5	成人を対象とした講座の開催	啓発のための男女共同参画関連講座を開催し、参加受講者を増やす。	生涯学習課 男女共同参画課

施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習を推進する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
14	男女共同参画教育参考資料の作成及び活用	小学5年生用教材、教師用指導書「自分らしく」の積極的な活用を増やす。	男女共同参画課 学校教育課

施策の方向3 男女の人権を尊重しあらゆる暴力を根絶する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
22	女性のための相談機能の充実 ・ドメスティック・バイオレンス相談マニュアルの作成 ・相談員研修の充実	女性相談のうち、特に緊急性のあるドメスティック・バイオレンス相談に対して、迅速で的確な対応をすることで問題を潜在化させないようにする。	男女共同参画課
26	ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援	被害女性の保護に柔軟に対応できる民間シェルターの運営を支援するほか、被害女性同士が助け合いながら、自ら自立に向けて行動を起こすための自助グループ活動を支援し、参加を促す。	男女共同参画課
27	女性に対する暴力相談ネットワークの構築	暴力の相談については、単一の機関のみで援助を完結することが困難であるため、庁内外の関係する多くの機関が有機的に連携するネットワークを早期に構築する。	男女共同参画課

施策の方向4 生涯を通じた男女の健康を支援する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
33	性教育サポート事業の実施	市立中学3年生を対象に、性に関して望ましい行動が取れるよう、産婦人科医師による健康教育を行い、生命尊重や性に関する正しい知識の理解を深める。	学校教育課
34	性と健康に関する健康教育の開催	市内の高校生を対象に、ピア・カウンセリング手法を用いて、性と健康に関する正しい知識や情報を得る健康教育の受講者を増やす。	健康課

施策の方向5 国際化に対応した男女共同参画を促進する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
25	外国語による相談体制の充実 ・外国人のための総合的な相談窓口の新設	国際交流活動のための拠点施設を整備するにあたり、在住外国人のための総合的な相談窓口を新設する。	秘書課
48	日本語講座の開催	ボランティア講師による日本語講座への参加受講者を増やす。	秘書課

基本目標 : あらゆる分野における男女の参画機会の確保

施策の方向6 地域社会における男女共同参画を促進する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
55	地域団体等への啓発	自治会やPTAなど地域活動組織において、実際に活動している人の名称で登録することを奨励する。	自治振興課
56	市民活動サポートセンターの運営充実	市民との協働を進めるため、社会に貢献しようとする市民等を支援するサポートセンターの利用者を増やす。	自治振興課
57	保健と福祉のボランティア活動の支援	福祉ボランティアの活動を促進し、ボランティアセンターへの登録者を増やす。	高齢障害福祉課 保健予防課

施策の方向7 政策・方針決定過程への女性の参画を促進する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
61	各種審議会等委員への女性の登用の促進	女性委員のいる審議会等の割合を増やすとともに、各種審議会等委員への女性の登用を促進する。	行政経営課 男女共同参画課
62	農村女性の各種委員会等委員への登用の促進	農業・農村に重要な役割を果たしている女性の意見を反映させるため、農業振興対策協議会や水田農業推進協議会等各種委員会等への女性の登用を促進する。	農政課
63	家族経営協定締結の促進	女性農業者及び後継者が経営主と対等に経営に参画することを明確に文書で取り決める協定件数を増やす。	農業委員会事務局

施策の方向8 女性の人材を発掘し育成する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
67	働く女性のための人材育成	働く女性を育成するため、事業所に働きかけ、技能講習などの各種講座への受講参加者を増やす。	工業課
68	農村女性起業活動の促進	農業経営に関わっている農村女性グループからの起業を促進するため、農産物加工研修会の参加者を増やす。	農林振興課
73	地域リーダー養成研修体系の構築及び実施	地域リーダーを養成するため、研修を体系化し、実効性のある研修を行う。	男女共同参画課
75	女性の人材情報の整備	審議会等への女性の参画拡大のため、女性の登載を働きかけ、女性人材リストを整備充実するとともに、各分野への活用を図る。	男女共同参画課 生涯学習課

基本目標 : 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

施策の方向9 家庭生活とその他の活動の両立を支援する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
78	多様な保育サービスの提供	延長保育や障害児保育などの特別保育を行う保育所の整備を進め、入所児の拡大を図る。 また、私立幼稚園の預かり保育の拡大を図る。	児童福祉課 教育企画課
88	地域における保健福祉サービス提供体制の整備	身近な地域で、保健福祉サービスが提供できるよう、各地区に保健福祉業務の受付や保健師等を順次配置していく。	保健福祉総務課
90	ファミリーサポートセンター事業の推進	地域での子育てを支援するため、子育ての援助を受けたい会員と援助を行う会員の増加と利用回数の増加を図る。	男女共同参画課

施策の方向10 就業の分野における環境の整備を促進する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
76	勤労者向けガイドブックの発行・周知	勤労者に必要な法律や制度などの情報を確実に周知させるため、ガイドブックを毎年作成・配付する。	工業課
107	男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等	仕事と家庭生活をバランスよく行うことができ、働きつけられる職場環境づくりに配慮した事業所の表彰等についてその効果などを研究する。	男女共同参画課

施策の方向11 高齢社会における生活環境を整備する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
114	生きがい対応型デイサービス事業の推進	高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立して生活が継続できるよう、生きがい対応型専用施設を増やす。	高齢障害福祉課
87	外出支援事業の推進 ・高齢者の外出支援	引きこもりを防止すると共に、積極的に社会参加を進めるため、移動手段として、75歳以上の高齢者を対象にパスカード利用助成を行う。	高齢障害福祉課

施策の方向12 ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境を整備する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
119	母子父子家庭及び寡婦の就労支援	ひとり親家庭等に対する自立に向けた資格取得や技能講習の受講参加者を増やす。	児童福祉課
120	障害者の自立支援	就労の場の拡大を図り、雇用の促進に繋げるなど障害者の就労を支援するための、(仮称)障害者人材センターを設置し、登録者を増やす。	高齢障害福祉課

施策の方向13 市民団体等と連携し活動を支援する

事業番号	重点施策・事業	施策・事業の展開	担当課
74	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の推進のため、各地区に自主的に活動できる地域推進員を置く制度を作る。	男女共同参画課

第4章 各分野での取組

各分野（家庭・職場・教育分野・地域）での取組について

本市では、条例において各分野での取組を定めています。（第3章 各分野での取組等）

男女共同参画社会は、市民や事業者等と市が一体となって推進しなければ実現しません。

この章では、各主体が、家庭・職場・教育分野・地域において主体的な取組をおこなうために、各分野での取組事例とそれに対する市の支援を示しています。

男女共同参画社会をめざす〈家庭〉での取組

市民や事業者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 女だから、男だから、と決めつけていないか考える機会をつくりましょう
- 取組 2 女性も男性も自立した対等なパートナーとなるよう心がけましょう
- 取組 3 夫婦やパートナーであっても暴力は犯罪だということを知り、暴力を受けたら相談機関に相談し、解決に向けて方策を考えましょう
- 取組 4 「性」を商品として扱うような広告や表示をチェックしてみましょう
- 取組 5 自分や夫、妻、家族の心とからだの健康を気遣い尊重するようにしましょう
- 取組 6 女性も男性も、一緒に家事や子育て・介護を担っていきましょう
- 取組 7 高齢になっても社会を支える重要な一員として自立して暮せるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取組みましょう

事業者の皆さんは

- 取組 1 子育て中の社員が、就業と育児を両立できる職場環境づくりを進めましょう
- 取組 2 男女がともに育児・介護休業を取得しやすい企業体制をつくりましょう
- 取組 3 母子の健康について、企業としての責任をもち出産までの健康管理、保育や相談など支援体制をつくりましょう

市は次のことに取組みます

- 取組 1 市が作成する発行物についてジェンダーに敏感な視点からの見直しを進めます
- 取組 2 あらゆる層の市民が市政へ関心を高めるための施策を進めます
- 取組 3 家庭生活における男女の育児・介護の共同参画を支援します
- 取組 4 女性に対する暴力を根絶するための施策を具体化します

ジェンダー：Gender

社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別して使われる。

市民や事業者のみなさんを支援するために、市では次のような支援をしています

さまざまなメディアを活用した市民への啓発(2)
男女共同参画推進月間の実施(4)
子ども読書活動の推進(9)
「家庭の日」推進事業の実施(19)
家庭教育に関わる講座の開催(20)

「女性に対する暴力の根絶」についての意識啓発(21)
女性のための相談機能の充実(22)
女性に対する暴力相談ネットワークの構築(27)

男女共同参画の視点からのガイドラインの活用(1)
メディアリテラシーに関する講座の充実(32)

性教育サポート事業の実施(33)
性と健康に関する健康教育の開催(34)

ママパパ学級の開催(36)

成人を対象とした講座の開催(5)
シルバー人材センターの拡充・強化(115)

生きがい対応型デイサービス事業の推進(114)

再雇用支援事業の実施(105)
男女共同参画がすすんでいる事業所の表彰等(107)
勤労者向けガイドブックの発行・周知(76)
雇用促進のための啓発(77)
労働相談事業の実施(108)
労働条件実態調査の実施(106)

(番号)は事業番号を示します

男女共同参画社会をめざす < 職場 > での取組

市民や事業者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取り組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 自営業，農業などの家業に携わる女性の働く環境を改善しましょう
- 取組 2 自分の力で仕事を起こしてみましょ
- 取組 3 あなたの中の「働く」ための能力を磨いてみませんか？眠っているあなたの能力を活かしてみましょ

事業者の皆さんは

- 取組 1 職場のセクシュアル・ハラスメントを根絶し，男女の人権を尊重した職場づくりを進めましょ
- 取組 2 企業として，社員の健康維持や健康づくりに注意を払いましょ
- 取組 3 雇用にあたっては，性別による固定的な役割分担にとらわれず，募集，採用，配置，昇進について均等な機会を与えましょ
- 取組 4 方針決定の場に，女性を積極的に登用しましょ
- 取組 5 職場のなかの性別による固定的な役割分担を見直し，男女格差をなくし，個人の能力の評価に努めましょ
- 取組 6 職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょ
- 取組 7 男女がともに育児・介護休業を取得しやすい企業体制をつくりましょ
- 取組 8 職場のなかに男女平等に関する相談の窓口としくみをつくり，問題解決を進めましょ

市は次のことに取組みます

- 取組 1 市職員のセクシュアル・ハラスメント防止に努めます
- 取組 2 女性も男性も正当に評価され，昇任試験に積極的に挑戦できる環境をめざします
- 取組 3 各部署において，審議会，委員会の女性委員の登用を進めます

市民や事業者のみなさんを支援するために，市では次のような支援をしています

農村女性起業活動の促進（68）
家族経営協定締結の促進（63）

勤労者育成事業の実施（100）
リフレッシュ教育の促進（101）
IT（情報通信技術）講習の実施（102）

働く女性のための人材育成（67）
創業者への支援（70）
ベンチャー企業等創出・育成支援事業の実施（71）
雇用促進のための啓発（77）

事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化（29）
勤労者向けガイドブックの発行・周知（76）
成人向け各種健康診査と事後指導の実施（38）

事業所における方針等決定過程への共同参画の促進（64）

男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等（107）

（番号）は事業番号を示します

男女共同参画社会をめざす <教育分野> での取組

市民や教育関係者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 女だから，男だから，と決めつけていないか考える機会をつくりましょう
- 取組 2 子どもを励ますときや叱るときなど，女の子らしさ・男の子らしさにとらわれていませんか？個性や能力を発揮するための子育てを一緒に考えましょう
- 取組 3 子どもたちの学習や進路を「女の子，男の子」で分けていないか，もういちど考えてみましょう
- 取組 4 家庭での会話や家族がともに過ごす時間を大切にしましょう
- 取組 5 子どもたちが自分の性を大切にするよう家庭で話し合いましょう

教育関係者の皆さんは

- 取組 1 いのちを尊び，男女，高齢者などすべての人をひととしてお互いに認めあうことができる教育を進めましょう
- 取組 2 教える側の男女共同参画意識を培うための研修会や討論会などを積極的に実施し，参加しましょう
- 取組 3 教材や遊具など教育に関わる環境を男女共同参画の視点から見直してみましょう
- 取組 4 学びのなかで子どもたちの男女のパートナーシップを育みましょう
- 取組 5 男女の人権を尊重し，教育の場でのセクシュアル・ハラスメントを根絶しましょう

市は次のことに取組みます

- 取組 1 性別による固定的役割分担にとらわれない教育を進めます

市民や教育関係者の皆さんを支援するために，市では次のような支援をしています

子育て相談・子育てサークルの活用（10）
幼稚園教諭及び保護者に対する意識の啓発（12）

成人を対象とした講座の開催（5）
子ども読書活動の推進（9）
「家庭の日」推進事業の実施（19）
家庭教育に関わる講座の開催（20）

思春期の子を持つ保護者に対する教育の開催（37）
地域の環境浄化のための啓発及び補導活動の推進（31）
エイズを含む性感染症の予防及び啓発（43）

性教育サポート事業の実施（33）
ノーマライゼーションの啓発（124）
人権の尊重，男女の平等，相互協力・理解についての指導の充実（13）

性別にとらわれない進路指導の充実（15）
教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進（16）

男女共同参画に敏感な視点に立った学校運営の充実（17）

保育園職員に対する意識の啓発（11）
幼稚園教諭及び保護者に対する意識の啓発（12）

（番号）は事業番号を示します

男女共同参画社会をめざす〈地域〉での取組

市民・事業者・教育関係者の皆さんの男女共同参画社会をめざした取り組みとして次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめましょう
- 取組 2 地域のなかでのパートナーシップを築きましょう
- 取組 3 女性も自治会長やPTA 会長になってみませんか？積極的に意見を述べてみましょう
- 取組 4 子育て中のお母さん、お父さんは、地域の子育てサークルで交流してみましょう
- 取組 5 積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう

事業者の皆さんは

- 取組 1 地域を構成するメンバーとして、地域・社会活動を理解し、貢献できる企業をめざしましょう

教育関係者の皆さんは

- 取組 1 積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう

市は次のことに取組めます

- 取組 1 多様な国籍の市民の交流を積極的に呼びかけます
- 取組 2 各部署で、男女共同参画の視点から、女性も男性も、子育て中の家庭も、地域社会のなかでともに共生していける施策を積極的に進めます
- 取組 3 市のあらゆる施策のなかで、市民・事業者等との協働による男女共同参画のまちづくりを進めます

市民・事業者・教育関係者の皆さんを支援するために、市では次のような支援をしています

市民活動サポートセンターの運営充実（56）
保健と福祉のボランティア活動の支援（57）
ボランティア講座の充実（58）
市民ボランティア活動の促進（59）

地域団体等への啓発（55）

ファミリーサポートセンター事業の推進（90）
地域子育て支援事業の推進（91）
子どもの家事の実施（92）

地区市民センター、生涯学習センター等施設の整備と活用促進（128）

保育、介護等の関係事業者への支援（98）
男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等（107）

子育て相談・子育てサークルの活用（10）
青少年育成団体の活動支援（18）

（番号）は事業番号を示します

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

計画の推進 1

推進体制の充実

第12条 体制の整備等

第13条 施策に関する意見の申出への対応

第23条 宇都宮市男女共同参画審議会

男女共同参画を推進するための総合的な推進体制を充実します。

事業番号	施策・事業	具体的内容
129	庁内推進体制の充実	行動計画の策定，その他の男女共同参画に関する施策等について検討するため，庁内に男女共同参画推進委員会を設置する。 男女共同参画の施策に対する意見の申出等への対応を図る。
130	宇都宮市男女共同参画審議会の設置	学識経験者，市民等で構成する宇都宮市男女共同参画審議会との連携を図り，行動計画の策定又は変更，進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し，意見や提言を求める。 男女共同参画に関する施策に対する意見の申出等への意見を求める。

計画の推進 2

計画の進行管理

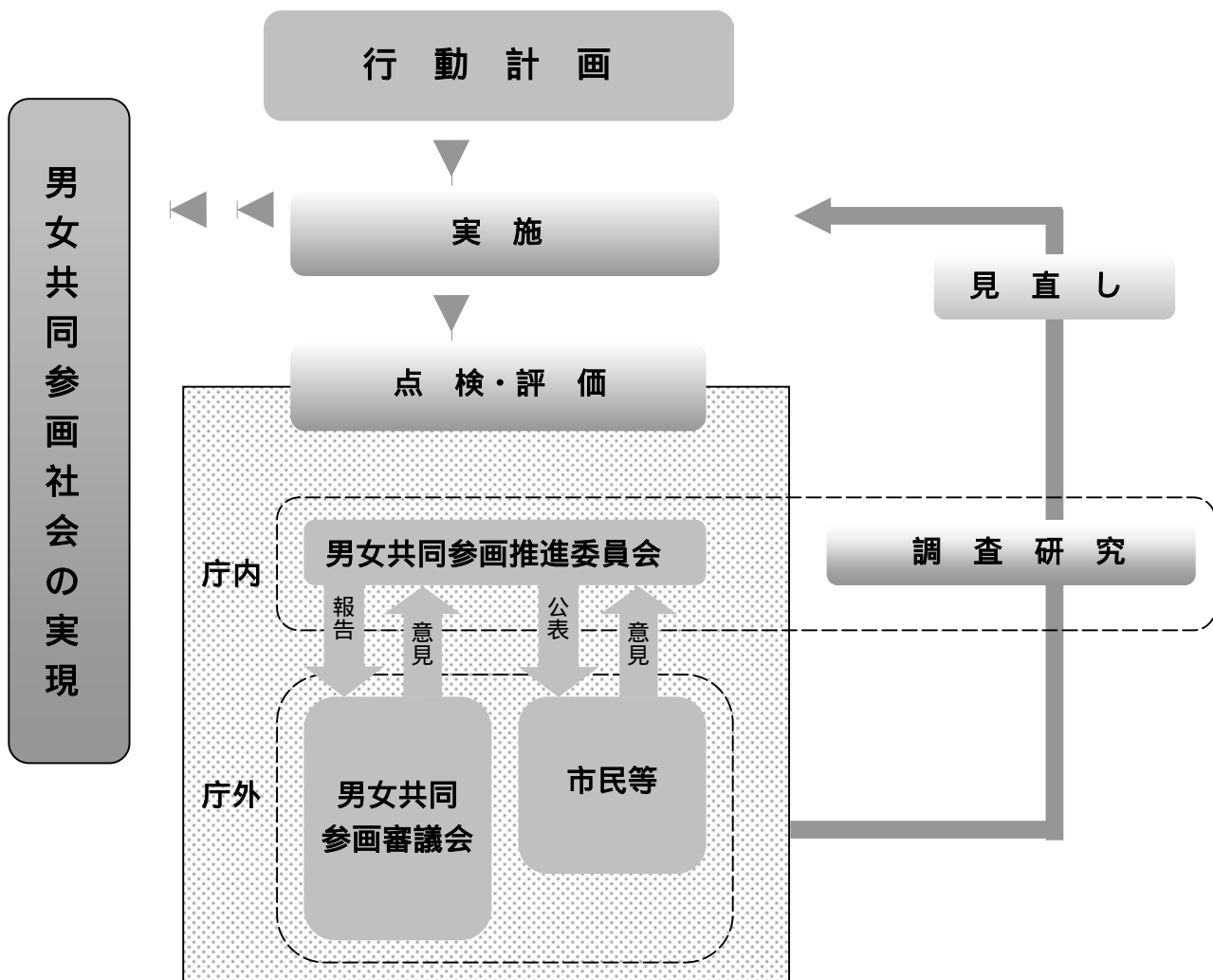
第15条 年次報告

第16条 調査研究

市民等との協力・連携を図りながら，計画を効果的に推進するため，調査研究や計画の進捗状況の公開などを進めます。

事業番号	施策・事業	具体的内容
131	情報公開の推進	計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議などの情報公開を進める。
132	調査研究	定期的な意識調査や必要な各種調査を実施し，施策の進捗状況を点検するとともに，結果を反映するための検討を行う。

計画の進行管理



參 考 資 料

參考資料

1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き

(1) 世界の動き

「国際婦人年」(1975年)及び「国連婦人の十年」(1976~1985年)

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、メキシコで開催した国際婦人年世界会議では「平等・発展・平和」を基本理念とする「世界行動計画」が採択されました。翌年、1976年(昭和51年)からの10年間を「国連婦人の十年」とし、男女平等への取り組みが国内的にも意欲的に進められる契機となりました。

「女子差別撤廃条約」採択(1979年)

1979年の国連総会では、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

「ナイロビ将来戦略」採択(1985年)

「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年(昭和60年)ナイロビで第3回女性会議が開催され、10年間の取り組みの総括に基づき、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

「北京宣言」及び「第4回世界女性会議行動綱領」採択(1995年)

1995年(平成7年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「第4回世界女性会議行動綱領」が採択されました。また、宣言では女性の地位向上のためのキーワードとして「エンパワーメント(能力や権限などあらゆる意味での「力」を獲得すること)」の重要性が強調されました。

「女性2000年会議」開催(2000年)

2000年(平成12年)には、ニューヨーク国連本部において、「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び北京行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

(2) 国の動き

「国内行動計画」策定(1977年)

国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」をふまえながら日本の実情をもとに1977年(昭和52年)に「国内行動計画」が策定されました。

参 考 資 料

「女子差別撤廃条約」批准（1985年）、「男女雇用機会均等法」施行（1986年）

1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」が批准され、同年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立、翌1986年（昭和61年）年施行されました。

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定（1991年）

1987年（昭和62年）、ナイロビ将来戦略を受けて男女共同参画型社会の形成をめざした「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には同計画の第一次改定が行われました。

「男女共同参画2000年プラン」策定（1996年）

1995年（平成7年）の北京会議を受け、男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を提言、それを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」施行（1999年）

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が成立、施行されました。

「男女共同参画基本計画」策定（2000年）

2000年（平成12年）12月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（2001年）

2001年（平成13年）には、男女共同参画審議会からの答申を受けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、施行されました。

（3）栃木県の動き

「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定及び「とちぎ女性センター」開設（1996年）

1996年（平成8年）には、二期計画の理念を継承し、男女共同参画社会づくりをめざすための新たな指針として「とちぎ新時代女性プラン三期計画」が策定されました。

また、女性問題の解決のため、意識啓発や学習活動、情報提供、調査研究などの活動の中核施設として「とちぎ女性センター」が開設されました。

「とちぎ男女共同参画プラン」策定（2001年）

2001年（平成13年）3月には「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

「栃木県男女共同参画推進条例」施行（2003年）

2002年（平成14年）12月には、「栃木県男女共同参画推進条例」が成立、公布され、2003年（平成15年）4月から施行されました。

（4）本市の動き

婦人問題担当及び「婦人問題庁内連絡会議」設置（1980年）

婦人問題に対する市の窓口として1980年（昭和55年）市長公室広報課に婦人問題担当を設置し、併せて庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。

「婦人青少年課」設置及び「宇都宮市婦人問題懇話会」設置（1981年）

1981年（昭和56年）には、婦人行政を積極的に展開するため民生部に婦人係を新設し、「婦人青少年課」として新設するとともに、婦人問題について民間有識者の声を施策に反映させるため「宇都宮市婦人問題懇話会」を設置しました。

「婦人のための宇都宮市総合計画」策定及び「宇都宮市婦人のつどい」開催（1982年）

婦人問題懇話会の意見具申を受けて、1982年（昭和57年）に婦人の地位向上を目標として、「婦人のための宇都宮市総合計画」を策定しました。さらに、婦人問題の啓発活動の一環として、この年から「宇都宮市婦人のつどい」を開催しました。

「宇都宮市婦人青少年センター」設置及び「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足（1986年）

1986年（昭和61年）宇都宮市総合コミュニティセンターの建設にあわせて、「宇都宮市婦人青少年センター」を設置しました。また開館を契機に、市内の婦人団体の協議会組織として「宇都宮市婦人団体連絡協議会」が発足しました。

「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」策定（1987年）

1987年（昭和62年）の第3次宇都宮市総合計画の策定を機に、平均寿命の伸長、高学歴化、各家族化など女性をめぐる環境の変化や価値観の多様化をふまえ、女性の地位向上を目指す具体的指針として「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」を策定しました。

「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」策定（1991年）

1991年（平成3年）には、社会情勢の変化や女性の生き方の多様化などに対応するため、計画の見直しを行い、男女共同参画社会の形成を目指して「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」として改めました。

参 考 資 料

「日本女性会議 '96 うつのみや」開催及び「うつのみや宣言」採択（1996年）

1996年（平成8年）、女性の地位向上や男女平等の達成のために行動することを目的として「日本女性会議 '96 うつのみや」を本市で開催しました。会議では、家庭、地域、職場などの領域において、男女共生社会実現のために自ら行動することを呼びかけ「うつのみや宣言」を採択しました。

「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定（1997年）

1997年（平成9年）には、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的・計画的に展開するために、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」を策定しました。

「女性政策課」設置（1998年）

1998年（平成10年）には、男女共同参画を強力に推進するため、女性青少年課を廃止し、「女性政策課」と「青少年課」を設置し、女性政策課に男女共同参画推進担当及び事業係を設置しました。

「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」策定（1999年）

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定しました。

「男女共同参画課」設置及び「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置（2002年）

2002年（平成14年）には、男女共同参画を積極的に推進するため、女性政策課を「男女共同参画課」と改称しました。「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の改定及びその他男女共同参画社会の形成の促進のため、「宇都宮市男女共同参画推進条例」の検討に入るため、庁内には「男女共同参画推進委員会」を設置し、庁外には「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」を設置しました。2002年（平成14年）度は、行動計画の見直しに先がけ、「宇都宮市男女共同参画指針条例」の検討を行いました。

「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行及び「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置（2003年）

2003年（平成15年）には、国内外の動きや県の動きとも協調しながら、市民、事業者及び市の協働による21世紀の宇都宮市にふさわしい男女共同参画社会づくりを進めるための「宇都宮市男女共同参画推進条例」を6月に成立、公布し、7月から施行しています。

条例に基づいて、行動計画の策定や変更について意見を述べたり、必要な事項を調査、審議する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置しました。

また、男女共同参画の活動拠点として「宇都宮市男女共同参画推進センター」を開設しました。

<年 表>

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1975年 (昭和50年)	6月 国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）開催（メキシコシティ） 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 10月 国連総会で「国連婦人の10年」を決定（1976年～1985年）	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）設置		
1976年 (昭和51年)		6月 民法一部改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる）		
1977年 (昭和52年)		1月 「国内行動計画」策定（S52～S61） 10月 国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館		
1979年 (昭和54年)	12月 国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		4月 「婦人青少年課」・「婦人行政連絡会議」設置 7月 「栃木県婦人問題懇話会」設置	
1980年 (昭和55年)	7月 「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名）			4月 市長公室広報課に婦人問題担当を設置 6月 庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」設置
1981年 (昭和56年)	6月 ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択	1月 民法改正施行（配偶者の相続分1/3から1/2へ） 5月 「国内行動計画後期重点目標」策定	3月 「婦人のための栃木県計画」策定（S56～S60）	4月 「婦人青少年課」設置 5月 「宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1982年 (昭和57年)				8月 「婦人のための宇都宮市総合計画」策定（S57～S60） 2月 第1回「宇都宮市婦人のつどい」をこの年から開催
1985年 (昭和60年)	7月 「国連婦人の10年」世界会議（第3回世界女性会議）開催（ケニヤ・ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（1986年～2000年）採択	1月 国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ） 6月 「女子差別撤廃条約」批准		6月 「第2次宇都宮市婦人問題懇話会」設置

参 考 資 料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1986年 (昭和61年)		3月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 4月 国民年金法の改正施行(女性の年金権確立)	2月 「とちぎ新時代女性プラン」策定(S61～H2)	4月 「宇都宮市婦人青少年センター」設置 4月 「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足 8月 「第3次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(S62～H12)		8月 「第2次婦人のための宇都宮市総合計画(うつのみや女性プラン)」策定(S61～H7)
1990年 (平成2年)	5月 女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(～2000年)			4月 「婦人」の呼称を「女性」に改めることに伴い、文章表記において「婦人問題」を「女性問題」とする 8月 「第4次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1991年 (平成3年)		5月 西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)(H3～H12)	3月 「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定(H3～H7) 4月 「婦人」の呼称を「女性」に改める	9月 「第2次女性のための宇都宮市総合計画改定版(うつのみや女性プラン)」策定
1992年 (平成4年)		4月 「育児休業等に関する法律」施行		4月 組織名称における「婦人」の呼称を「女性」に改める 4月 「婦人青少年センター」を「女性青少年センター」に改める
1993年 (平成5年)	6月 世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」(女性の平等の地位と女性の人権)採択	12月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行		
1994年 (平成6年)		6月 「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」発足		
1995年 (平成7年)	9月 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」の採択(～2000年)	4月 「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准		
1996年 (平成8年)		12月 「男女共同参画2000年プラン」策定(H8～H12)	3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定(H8～H12) 4月 「とちぎ女性センター」開館 7月 「男女共同参画推進本部」の設置	2月 「第5次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 10月 「日本女性会議'96うつのみや」開催 家庭、地域、職場などの領域における男女共生社会実現をめざした「うつのみや宣言」採択

参考資料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1997年 (平成9年)				11月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定(H9~H18)
1998年 (平成10年)		4月 「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。)		2月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市民会議」発足 4月 「女性青少年課」を廃止し「女性政策課」と「青少年課」を設置 10月 宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会設置
1999年 (平成11年)		4月 「育児・介護休業法」施行 6月 「男女共同参画社会基本法」施行	7月 「栃木県男女共同参画懇話会」を設置	3月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定(H10~H14)
2000年 (平成12年)	6月 世界女性2000会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	4月 介護保険制度開始 12月 「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)		4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」施行 4月 「男女共同参画会議」設置	3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」策定(H13~H17)	
2002年 (平成14年)				4月 「女性政策課」を「男女共同参画課」に改める 6月 「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置
2003年 (平成15年)			4月 「栃木県男女共同参画推進条例」施行	7月 「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行 7月 「宇都宮市男女共同参画審議会」設置 7月 「宇都宮市男女共同参画推進センター」開設

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1 9 7 9 年 1 2 月 1 8 日 国際連合総会採択 1 9 8 5 年 6 月 2 5 日 批准)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国連及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

参 考 資 料

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のた

めの同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

参 考 資 料

第 1 2 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 1 3 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 1 4 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 1 5 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の

参 考 資 料

氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

参 考 資 料

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 2 9 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 3 0 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号 平成11年6月23日公布・施行)

目次

第1章 総則(1条 12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(13条 - 20条)

第3章 男女共同参画会議(21条 28条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

参 考 資 料

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参 考 資 料

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

4 宇都宮市男女共同参画推進条例

(平成15年宇都宮市条例第29号 平成15年6月27日公布 平成15年7月1日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画

する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者(以下「教育関係者」という。)は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会(第23条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

参 考 資 料

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

- 第17条** 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

- 第18条** 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

- 第19条** 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

- 第20条** 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第21条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

参 考 資 料

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

5 宇都宮市男女共同参画審議会

(1) 宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成15年7月1日

区分	氏名	所属団体・役職名等	
学 識 経 験 者	山 口 哲 子	宇都宮文星短期大学教授（女性学）	
	加 藤 千 佐 子	作新学院大学女子短期大学教授（児童心理学）	
	藤 井 佐 知 子	宇都宮大学教育学部教授（カリキュラム開発学）	
関 係 機 関	本 田 紀 子	栃木労働局雇用均等室長	
	小 平 紀 子	栃木県女性青少年課長	
関 係 分 野	商 工	矢 治 和 之	宇都宮青年会議所直前理事長
	教 育	大 越 浩 子	宇都宮市立若松原中学校長
		渡 邊 精 治	宇都宮市立横川中央小学校長
	労 働	篠 原 浩 典	日本労働組合総連合栃木連合宇河地域協議会事務局長
	保 健	大 木 洋 一	宇都宮産婦人科医会会長
	福 祉	新 井 茂 光	ディセンターさくらセンター長
	海外セミナー 等 修 了 生	川 俣 桂 子	平成13年度栃木県女性の海外研修派遣団員
	報 道	水 沼 富 美 男	下野新聞社取締役主筆
	法 律	平 野 浩 視	弁護士
	団 体 活 動	新 川 忠 孝	男女共同参画社会の実現を目指すつつのみや市民会議会長
添 田 包 子		宇都宮市女性団体連絡協議会会長	
公 募	宮 田 富 美 井	栃木県女性団体連絡協議会副会長	
	荻 野 夏 子	宇都宮大学教育学部住環境まちづくり研究室助手	

参 考 資 料

(2) 諮 問

宮男女共第 95 号
平成15年7月31日

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子 様

宇都宮市長 福 田 富 一
(市民生活部男女共同参画課扱)

宇都宮市男女共同参画に関する行動計画について (諮問)

このことについて、宇都宮市男女共同参画推進条例 (平成 15 年条例第 29 号)
第 8 条第 2 項に基づき、宇都宮市男女共同参画に関する行動計画の策定にあたり、
貴審議会の意見を求めます。

(3) 答 申

平成 1 6 年 1 月 3 0 日

宇都宮市長 福田 富一 様

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子

宇都宮市男女共同参画に関する行動計画（案）について（答申）

平成 1 5 年 7 月 3 1 日付 宮男女共第 9 5 号をもって諮問のあった「宇都宮市
男女共同参画に関する行動計画（案）について」別紙のとおり答申します。

答 申

答申にあたって

当審議会は、宇都宮市男女共同参画推進条例に基づき設置された機関であり、条例の規定により市長からの諮問を受け、行動計画の策定について意見を述べるものです。

当審議会では、平成15年7月31日の第1回審議会以来、4回に渡る検討を行い、さまざまな議論を重ねてきました。

少子高齢化、国際化、高度情報化など社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある都市を築いていくためには、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

宇都宮市においては、平成15年7月1日に「男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付けています。

この条例を具現化するための行動計画は、市民等にわかりやすい、各主体が積極的に取り組む事ができる、実効性のある計画でなければなりません。

策定にあたっては、当審議会の意見を十分反映するとともに、今後は、市民・事業者・教育関係者と市が協力・連携し、男女共同参画社会の実現に向け、計画を推進することを期待します。

計画案についての主な意見

1.計画全体について

- ・男女共同参画推進条例に定めた「各分野での取組」を計画にも反映する必要がある。
- ・男女共同参画の推進は、女性に対する施策・事業だけでは成り立たないことから、施策・事業への男性の関わりを強くアピールする必要がある。

2.基本目標 「男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重」について

- ・「男女共同参画に関する教育・学習の推進」において人格形成時期である学校教育から重点事業を選定する必要がある。
- ・家庭における男女共同参画意識の啓発に効果的な施策に努める必要がある。
- ・あらゆる暴力の根絶のためには、原因の除去といった観点から、加害者に対する働きかけが必要であるため、加害者対策の研究を進める必要がある。
- ・女性相談に関し、二次被害の防止に対応した施策・事業を充実する必要がある。
- ・性教育と人権意識は切り離せないことから、専門家による科学的知識の教育と並行し、家庭・学校における人権教育が重要であるとの認識を市民等に促す必要がある。

3.基本目標 「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」について

- ・各種審議会等委員への女性の登用率については、少なくとも早期に30%達成をめざすことが適当である。
- ・地域における男女共同参画を推進するため、市から補助金等が交付されている団体に対し、役員等への女性の登用を促すような施策を検討する必要がある。

4.基本目標 「男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」について

- ・子育て期も安心して働き続けられるよう、市民・事業所に対する多角的な策を講じる必要がある。
- ・事業所における男女共同参画の推進については、継続的な啓発等に努める必要がある。
- ・「高齢社会における生活環境の整備」及び「障害のある人が安心して暮らせる環境の整備」と男女共同参画との関連性がわかるよう計画書に明記する必要がある。
- ・ひとり親家庭への多様な支援策を講ずる必要がある。
- ・宇都宮市地域推進員制度を早期に発足させ、身近なところで男女共同参画を推進する体制を整備する必要がある。

5.計画の推進について

- ・計画の進行管理にあたっては、その進捗状況を毎年当審議会及び市民に公表し、施策・事業の効果について点検・評価を行う必要がある。
- ・男女共同参画を取り巻く現状については、めまぐるしい社会情勢の変化を勘案し、今後も極力最新の現状把握に努め、計画における重点施策・事業や目標値等に適宜反映させる必要がある。

6.その他の意見

- ・特に重点的に取組む施策・事業に対する財政上の措置を確実なものとされたい。

参 考 資 料

(4) 宇都宮市男女共同参画審議会の会議経過

回	開催日	主な内容
第 1 回	平成15年 7 月31日	新行動計画の策定について 1. 策定の概要について 2. 計画に盛り込む内容について
第 2 回	平成15年 9 月 3 日	1. 新行動計画の体系について 2. 重点的に取り組む施策について
第 3 回	平成15年11月12日	1. 新行動計画における目標値等について 2. 計画素案について
第 4 回	平成16年 1 月30日	1. パブリック・コメントで寄せられた意見の反映について 2. 行動計画の名称について 3. 答申(案)について

答申書を福田市長に手交する山口哲子会長

平成16年1月30日

宇都宮市長 福田 富一 様

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子

宇都宮市男女共同参画に関する行動計画（案）について（答申）

平成15年7月31日付 宮男女共第95号をもって諮問のあった「宇都宮市
男女共同参画に関する行動計画（案）について」別紙のとおり答申します。

答 申

答申にあたって

当審議会は、宇都宮市男女共同参画推進条例に基づき設置された機関であり、条例の規定により市長からの諮問を受け、行動計画の策定について意見を述べるものです。

当審議会では、平成15年7月31日の第1回審議会以来、4回に渡る検討を行い、さまざまな議論を重ねてきました。

少子高齢化、国際化、高度情報化など社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある都市を築いていくためには、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

宇都宮市においては、平成15年7月1日に「男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付けています。

この条例を具現化するための行動計画は、市民等にわかりやすい、各主体が積極的に取り組む事ができる、実効性のある計画でなければなりません。

策定にあたっては、当審議会の意見を十分反映するとともに、今後は、市民・事業者・教育関係者と市が協力・連携し、男女共同参画社会の実現に向け、計画を推進することを期待します。

計画案についての主な意見

1. 計画全体について

- ・男女共同参画推進条例に定めた「各分野での取組」を計画にも反映する必要がある。
- ・男女共同参画の推進は、女性に対する施策・事業だけでは成り立たないことから、施策・事業への男性の関わりを強くアピールする必要がある。

2. 基本目標 「男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重」について

- ・「男女共同参画に関する教育・学習の推進」において人格形成時期である学校教育から重点事業を選定する必要がある。
- ・家庭における男女共同参画意識の啓発に効果的な施策に努める必要がある。
- ・あらゆる暴力の根絶のためには、原因の除去といった観点から、加害者に対する働きかけが必要であるため、加害者対策の研究を進める必要がある。
- ・女性相談に関し、二次被害の防止に対応した施策・事業を充実する必要がある。

- ・性教育と人権意識は切り離せないことから，専門家による科学的知識の教育と並行し，家庭・教師による人権教育が重要であることを市民等に認識させる必要がある。

3.基本目標 「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」について

- ・各種審議会等委員への女性の登用率については，少なくとも早期に30%達成をめざすことが適当である。
- ・地域における男女共同参画を推進するため，市から補助金等が交付されている団体に対し，役員等への女性の登用を促すような施策を検討する必要がある。

4.基本目標 「男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」について

- ・女性の30代前半の労働力率を上げるため，30代前半の女性だけでなく事業所等に対しても多角的な策を講じる必要がある。
- ・事業所における男女共同参画の推進については，継続的な啓発等に努める必要がある。
- ・「高齢社会における生活環境の整備」及び「障害のある人が安心して暮らせる環境の整備」と男女共同参画との関連性がわかるよう計画書に明記する必要がある。
- ・ひとり親家庭への多様な支援策を講ずる必要がある。
- ・宇都宮市地域推進員制度を早期に発足させ，身近なところで男女共同参画を推進する体制を整備する必要がある。

5.計画の推進について

- ・計画の進行管理にあたっては，その進捗状況を毎年当審議会及び市民に公表し，施策・事業の効果について点検・評価を行う必要がある。
- ・男女共同参画を取り巻く現状については，めまぐるしい社会情勢の変化を勘案し，今後も極力最新の現状把握に努め，計画における重点施策・事業や目標値等に適宜反映させる必要がある。

6.その他の意見

- ・特に重点的に取組む施策・事業に対する財政上の措置を確実なものとされたい。